

自由法曹団

弁護士からみた

育鵬社の公民教科書の問題点 2020

～育鵬社の教科書もいかな、と考えている方へ

目次

第1章	はじめに ―子どもたちに「普通」の教科書で学ばせて―	P.1
第2章	育鵬社版公民教科書にはこれだけの問題があります	P.2
第1	教育基本法, 学習指導要領の趣旨に反する育鵬社版教科書 (総論)	P.2
第2	育鵬社公民教科書の問題点の詳細 (各論)	P.6
1	大日本帝国憲法についての不正確な記述	P.6
2	平和主義を否定して, 子どもたちを9条改憲に誘導しています	P.9
3	危険な「愛国心」教育を学校現場に持ち込む教科書	P.12
4	立憲主義の理解を妨げ, 憲法改正に誘導しようとする育鵬社版教科書	P.15
5	国民軽視の「国民主権」	P.19
6	基本的人権より義務を強調	P.21
7	家族・ジェンダー	P.25
8	外国人の人権保障に消極的	P.28
9	メディアリテラシー	P.29
10	福島原発事故を顧みないエネルギー政策・環境問題	P.34
11	その他の問題	P.35
第3章	入試問題の検討―解答に支障が多い育鵬社公民教科書	P.40
第4章	おわりに	P.51

第1章 はじめに ―子どもたちに「普通」の教科書で学ばせて―

自由法曹団は、約2100人の弁護士で構成する法律家団体です。私たちは日々、様々な人権活動や、憲法を守り活かす活動に取り組んでいます。

私たちは、子どもたちが、憲法の原則を正しく理解し、人権感覚を身につけ、的確な問題意識をもってこれからの困難な時代を生きぬいていくことを心底願っています。そのためには、憲法学習に大きな影響のある中学校公民教科書には、憲法の原則が正確に記述されていなければなりません。

2020（令和2）年、全国で、来年から4年間使用される中学校の歴史教科書、公民教科書の採択が行われます。

育鵬社版の公民教科書は、前回の2015（平成27）年採択の際にも多くの問題点が指摘され、横浜市等の大都市での採択があったにもかかわらず、全国で見れば公民教科書は5.7%の採択率にとどまりました。

今回採択対象となる育鵬社版公民教科書（2019年度検定を通ったもの）も、

- ① 教育基本法、学習指導要領の趣旨に反する（第1章）
- ② 特殊な立場が採用されている（第2章）
- ③ 重要事項の漏れが多く、高校入試問題の解答に支障がある（第3章）

という点で、他の教科書とは大きく異なる、問題の多い教科書です。

このような育鵬社版の公民教科書が、子どもたちをどのような方向に導くことになるのか、子どもたちにどのような不利益をもたらすのか、私たちは強く危惧するものです。

育鵬社版教科書のような問題の多い教科書を採択せず、子どもたちに普通の教科書で学ばせてください。

*この意見書は、自由法曹団教育問題委員会の弁護士が執筆しました。

執筆担当弁護士は、植木則和、江夏大樹、遠地靖志、太田吉則、小池拓也、小林善亮、辻田航、穂積匡史、湯山薫です。

第2章 育鵬社版公民教科書にはこれだけの問題があります

第1 教育基本法、学習指導要領の趣旨に反する育鵬社版教科書（総論）

※以下、第1章第1において、下線部は法令・政府見解・文科省著作の文言です。

1 原則よりも「例外」を強調＝基礎基本を軽視

現在の教育基本法も「平和で民主的な国家及び社会の形成者」としての国民の育成を教育の目的としていることには全く変わりはありません(教育基本法第1条)。

そして、日本の平和主義、民主主義の基盤は、①国民主権②平和主義③基本的人権の尊重を三原則とする日本国憲法にあることも論ずるまでもないでしょう。

学習指導要領でも「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義」や「日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割」は重視されています。また、内容の取扱い上の配慮事項として「核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成する」が挙げられています。この「熱意」という表現は、学習指導要領の中では他に例をみない、最上級といえるものです。

ところが、育鵬社版公民教科書(以下、単に「育鵬社版」と言います)は、日本国憲法の基本的原則よりも、その原則との関係が問題となってしまう、いわば「例外」的な内容を強調し、原則の取り扱いが不十分となっています。すなわち、

- ① 国民主権の原則において、「例外」的な天皇制が強調され(第2・5項)、
- ② 平和主義の原則において、「例外」的な自衛隊、日米安保条約が強調され(第2・2項)、
- ③ 基本的人権の尊重の章において、「例外」的な公共の福祉が強調され(第2・6項)ています。

これでは、生徒が日本国憲法の原則を学ぶ際に混乱をきたします。

また、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ」るという中学校学習指導要領総則第1の2列挙の実現目標冒頭の文言とも相反します。

2 「多面的・多角的な考察」が不十分

学習指導要領は、随所において「多面的・多角的な考察」を強調しています。

しかし、後記第2にみるとおり、育鵬社版には、一面的・一方的見解を述べるにとどまる部分が多々見受けられます。

たしかに、教科書の紙幅には限界があり、あらゆる問題について多面的・多角的に取り扱うことは困難でしょう。

ところが、育鵬社版は、学習指導要領が特に「多面的・多角的」考察を求めている「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義」や「日本国憲

法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割」などの重要項目において、一面的・一方的見解を述べるにとどまっています。

たとえば、平和主義についてみると、育鵬社版は、憲法の平和主義が戦後果たしてきた役割にはほぼ全くふれず、平和維持手段といえはまず防衛力であるかのような一面的記述をしています（後記第2・2項）。

学習指導要領に「核兵器などの脅威に着目させ」と明記されているにもかかわらず、核兵器の脅威については、具体的には何も論述されず、写真もありません。

「**被爆国**」「**軍縮**」については、**単語すら見当たりません**。

軍事的緊張を含む国家間の緊張については多くの記述がある一方で、これを軍事力によらず緩和する方途についてはほとんど記述がないといえます。

これでは平和主義について「多面的・多角的」に考察することは困難です。

3 「個人の尊重」をないがしろ

個人をないがしろにした大日本帝国憲法下の日本は、国民に命まで捧げることを求め、戦争に突き進んでいきました。

こうした歴史を踏まえ、日本国憲法は「個人」の「尊重」（第13条）ないし「尊厳」（第24条）を国政の上で最大の目標とし、教育基本法も前文で「個人の尊厳」、第2条で「個人の価値を尊重」を、学習指導要領公民的分野も目標（1）冒頭で「個人の尊厳と人権の尊重」をうたい、内容でも「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること」を求めています。

要するに、最も大切なのは国家ではなく個々の人であることを前提に、個人を尊重するために法や国家・社会があり、そうした国家・社会を形成する国民を育成することが教育の目的と理解することができます。

ところが育鵬社版は2頁『「公民」について』において、古代ギリシャのポリスの市民が「政治に参加して、外敵から都市を守る防衛義務を負う」公民であった旨述べた上で、「人は、他人と共に共同社会をつくっている限り、『私』の利益を追求する場合でも、その前提として社会のルールを守り、社会生活を改善し、社会を外敵から守るという課題を引き受けなければなりません。」といい切り、「古代ギリシャの兵士」のレリーフの写真を掲げこれに「ポリスの市民は防衛義務を負っていました。」との解説を付しています。

たしかに、社会を構成する以上、個人が何らかの義務を負うこと自体は避けられないといえるでしょう。

だからといって、社会のために命を危険にさらすことを強いるような「社会を外敵から守る」「防衛義務」が論理必然的に認められるとはいえません。いい方をか

えれば、「私たちのために君は戦場に行く義務がある」とは必ずしもいえないはず
です。

むしろ近代以降多くの侵略戦争が「防衛」を口実にしてきたことを思い返せば、
育鵬社版の考え方は国民個人々人を犠牲にして侵略戦争に駆り立てることにつな
がるものであり、危険です。

こうした育鵬社版の考え方は、先の大戦の反省を踏まえ、また「個人の尊重」
をないがしろにしているものであり、日本国憲法、教育基本法、学習指導要領とは
相容れません。

そして、「個人の尊重」をないがしろにした部分は、後記第2以下にみるとおり、
育鵬社版の随所に認められます。

4 愛国心そのものを教え込む

(1) 政府見解は愛国心の教え込みに否定的

2006（平成18）年の教育基本法改正に際し、国会審議においては、戦前
のように国を愛する心を強制するのではないかと、愛国心教育についての危惧が
再三にわたり表明されてきました。

これに対して政府は、国を愛する態度の養い方として、「歴史的な事実を教える、
積み重ねることによって、今先生のおっしゃったような、結果的に国を愛する態
度が養われてくると。」(平成18年11月22日伊吹文明文部科学大臣答弁)等、
事実を教えることを積み重ねることで国を愛する態度を養う旨を再三にわたり答
弁しています。

さらに政府は、「具体的に愛せ愛せと言えは愛するかという、そういうもので
はないわけでございますので、そういった教え方をするようなことはないと思っ
ております。また、そういったことのないように指導もしていくつもりでござい
ます。」(平成18年6月5日小坂憲次文部科学大臣答弁)として、愛国心そのも
のを教え込むことについては、否定的な見解を表明しています。

(2) 学習指導要領の「内容」に愛国心はない

だからこそ、学習指導要領においては、「目標」の部分にこそ「(前略) 自国を
愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であること…の自覚などを深める。」と
いう文言がありますが、「内容」の部分以下には「愛国心」「国を愛する」とい
った文言は存在せず、愛国心そのものを教え込むことは全く予定されてお
りません。

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編も、「我が国の国土や歴史に
対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図るこ
とや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚については、い
ずれも我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等についての多面的・

多角的な考察や深い理解を通して涵(かん)養されるものであり、既述の資質・能力を含む三つの柱に沿った資質・能力の全てが相互に結び付き、養われることが期待される。」としており、上記の政府見解を踏まえたものとなっています。

それゆえ、今回採択対象となる公民教科書の中で、育鵬社版と自由社版を除き愛国心そのものを取り上げたものはありませんし、その育鵬社にしても2010年度検定を受けた公民教科書では愛国心そのものを取り上げてはいませんでした。

ところが、2015年以降の育鵬社版では、詳細は後記第2・3項にてみるとおり愛国心を太字で取り上げており、上記政府見解にも、学習指導要領の趣旨にも反しています。

5 特殊でわかりにくい構成

そもそも、育鵬社版の憲法の章の構成自体がきわめて特殊です。

他社教科書の構成は概ね、

- ①欧米の歴史を踏まえつつ憲法の存在意義（国民の権利を守るために国家の権限濫用を防ぐ）を述べ、
- ②日本では君主権が強く人権保障が不十分な大日本帝国憲法が戦争を招いたことから、日本国憲法では国民主権、基本的人権の尊重、平和主義が三原則とされたとして
- ③～⑤ 国民主権（+天皇）、基本的人権（+義務）、平和主義（+自衛隊・安保）

という流れでこれら三原則を説明し、

- ⑥まとめとして最高法規性を述べ、
- ⑦改正手続は最高法規性か国民主権の項で補足的に述べる

といったものであり、一般的な歴史学や憲法学の考え方と一致する上に、「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること」を求める学習指導要領にも素直に適合し、構成としても素直でわかりやすいものとなっています。

これに対し、育鵬社版は

- ①秩序や法治主義（法の支配ではない）を述べた上で憲法とその形式的最高法規性を述べ（国家権力の濫用防止の観点はわかりにくい）、
- ②その後大日本帝国憲法を高く評価した上で日本国憲法の成立過程の問題点を強調し、両憲法の内容の対比はあいまいにする一方で、「大日本帝国憲法と日本国憲法の成立過程のちがいをまとめてみましょう」などと成立過程を対比させ、
- ③国民主権の項では冒頭で「国民としての自覚」という国民主権とは直接関

係しないはずのことを述べた後、国民主権に自体に関する記述は僅かで、その後は天皇に関する記述（「日本の歴史・文化と天皇」という囲み記事もある。）と写真でほぼ1頁を埋め、

④人権の項では、欧米の歴史は扱うものの人権が権力によっても侵し得ないものとされてきたことにはふれず、その一方で日本の「古くから大御宝と称された民を大切にする伝統」などと述べて、基本的人権と「民を大切にすることとの区別をあいまいにし、

⑤平和主義の記述（特に積極的意義）は1頁に満たず、その後は自衛隊や安保体制、国防に関する記述が3頁にわたりなされ、

⑥直後に憲法改正がほぼ2頁にわたり記述され、

⑦その後に基本的人権各論

というものとなっています。

大日本帝国憲法は素晴らしいものであるにもかかわらずGHQは非現実的な第9条を含む日本国憲法を押しつけた、このような憲法は改正すべきだ、といわんばかりの内容・構成となっている、といっちはいいすぎでしょうか。

一般的な歴史学や憲法学の考え方と一致せず、構成も複雑でわかりにくいものとなっています。

いい方を変えれば、なぜ「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としている」のか、わかりません。

日本国憲法と大日本帝国憲法の区別、基本的人権と「民を大切にすることとの区別なども、敢えてわかりにくくしているのではないかとすら思えます。

教育基本法・学習指導要領の趣旨に反し、しかもわかりにくい教科書を生徒に使用させるべきではありません。

第2 育鵬社公民教科書の問題点の詳細

1 大日本帝国憲法についての不正確な記述

(1) 実態を無視した大日本帝国憲法賛美

ア 「天皇主権」を近代憲法と位置づけることの誤り

育鵬社版の教科書は、「大日本帝国憲法の制定」の項では、大日本帝国憲法が「アジアで初めての本格的な近代憲法として内外ともに高く評価されました」（40頁）と、大日本帝国憲法を賛美しています。しかし、そもそも、大日本帝国憲法は、天皇は万世一系であり不可侵である、というおよそ「神話的」としか言いようのない規定を持っています（第1条、第3条）。この規定は、天皇の地位は天皇の祖先である神の意志に基づくものであり、天皇は神の子孫として神格を有するものとされた天皇主権の原理を表したものです。したがって、

国民主権を前提としない大日本帝国憲法は、「近代憲法」の名にはとうてい値しないことは明らかです。

イ 大幅に制限可能であった人権規定

また、大日本帝国憲法は、人権規定を一応は置くものの、それは、主権者とされた天皇がその支配する人民に与えた「臣民の権利」とされ、法律による様々な制限が認められていました（法律の留保）。これにより、治安維持法などの法律によって国民の人権を制限し、政府にとって都合の悪い言論を封殺することが出来たのです。人権保障という観点からすれば、大日本帝国憲法が「法律の留保」を認めたことは最大の欠点でした。

この点について、教育出版の教科書では、「…国民の政治活動は大幅に制限され、検閲が存在する一方、身体の自由の保障は不十分でした。」（41頁）、帝国書院公民教科書でも、「…天皇がすべての統治権を持つ体制の変革や、私有財産制度の廃止などを主張する社会主義運動を取り締まろうと、治安維持法が制定され、不当な逮捕や拷問の被害者を生みました」（35頁）との記載があります。

ところが、育鵬社版は、これら人権規定の脆弱性に触れることなく、単に「国民には法律の範囲内で権利と自由が保障されました。」とのみ記載し、大日本帝国憲法下における不当な人権侵害の事実について全く言及されていません。

ウ 不十分な三権分立

さらに、司法・立法・行政についても、育鵬社版の教科書は、単に「法律の制定は国民の意思が反映された議会の協賛（承認）によること、行政は国務大臣の輔弼（助言）によること、司法は裁判所が行うこととされました。」（40頁）と記載し、あたかも三権分立が確立していたかのような誤解を与える表現がなされています。

しかしながら、大日本帝国憲法における権力分立は限定的なものであり、制度として極めて不十分であったため、権力の濫用を抑制するものとはなりませんでした。この点について、帝国書院版教科書では、「首相選びや軍の活動に国民や議会が関与できる範囲が狭く、民主主義や権力分立は不十分でした。また、裁判所による違憲審査のしくみがないため、人権侵害の根拠となる立法を許してしまうなど、人権保障の制度も未発達でした。」（36頁）との正確な記載があります。

エ 「五箇条の御誓文」を過大に取り上げている点

育鵬社版の教科書は、大日本帝国憲法の公布に先立って五箇条の御誓文が示された後、民間などにより多くの憲法草案が作られ、8年の歳月をかけてようやく大日本帝国憲法が公布されたとの記載もあります。資料部分には、五箇条の御誓文の原文と現代語訳が記されています。これは、中学生が学ぶべき範囲

を逸脱した細かい知識であり、育鵬社版以外の教科書ではいずれも触れられていません。また、資料部分に記載された子どもの絵の吹き出しには「五箇条の御誓文の理念は日本国憲法にも生きているのかしら。」との趣旨が不明な記載がなされ、子どもを混乱させるものとなっている点も特異な点として指摘されます。五箇条の御誓文には、天皇を中心とする国家を前提とする記載が含まれており、国民主権を明確に規定している現在の憲法との連続性を考えさせるような問題提起は、明らかなミスリーディングと言わざるを得ません。資料のページに掲載されている大日本帝国憲法の条文も、他の教科書はいずれも抜粋であるにもかかわらず、育鵬社版教科書は全文掲載している点も極めて特異といえます。

オ 小括

大日本帝国憲法を学ぶ意義は、その人権保障のための規定や制度が脆弱であったがゆえに、大日本帝国憲法下の日本が、政府を批判する政治活動や自由な表現活動をはじめとする基本的人権を侵害し、人々を弾圧する中で、統帥権を有する天皇を頂点とする軍部・政府がアジア・太平洋戦争へ突き進んでいったという歴史を持ち、二度とこれを繰り返さないために日本国憲法が制定されたという経緯を正確に理解する点にあります。しかしながら、育鵬社版の教科書は大日本帝国憲法を賛美するにとどまり、育鵬社版以外のいずれの教科書でも触れられているこれらの記載を欠くものとなっています。これは、子どもたちが歴史の流れをつかむことを困難にし、ひいては子どもたちの学習権を侵害するのみならず、受験の面でも不正確な理解を招くおそれがあります。

このように、育鵬社版では、天皇主権や法律による大幅な私権制限が可能であった大日本帝国憲法について、他の出版社の教科書で触れられている問題点について言及することなく、子どもたちが正確な知識や歴史的経緯を学ぶための教材として問題があると考えられます。

(2) 日本国憲法の受容の歴史を無視した「押しつけ憲法論」

上述のように、育鵬社版の教科書は、大日本帝国憲法をいたずらに「賛美」する反面、「政府は大日本帝国憲法をもとに改正案を作成しました。しかし、GHQはこれを拒否し、自ら1週間で憲法草案を作成したのち、日本政府にこれを受け入れるようきびしく迫りました。」(41頁)と記述しています。前記の大日本帝国憲法の制定過程での記載と相まって、日本国憲法がずさんな形で作成され押し付けられ、拙速に制定されたとの印象を与える記載となっており、典型的な「押しつけ憲法論」を前提としています。

しかし、日本国憲法は、基本的人権の尊重や民主化などを求めるポツダム宣言を日本が受け入れ、それにより大日本帝国憲法を根本的に改める必要が生じ、

男女の普通選挙で選ばれた議員による議会の討論を経た結果、制定されたものです。この点については、教育出版の教科書では、「連合軍総司令部（GHQ）は、草案が大日本帝国憲法とあまり変わらず、十分に自由で民主的ではないと考え、独自の案をつくって政府に示しました。これに基づいて政府がつくった新たな憲法改正草案は、帝国議会で審議され、修正を経て可決されました。」（43頁）、帝国書院版では、「改正案は、連合軍総司令部（GHQ）の案を基礎に、当時の日本政府が作りました。それを帝国議会で約3ヶ月にわたって審議し、一部修正のうえ、大日本帝国憲法の改正という形を取り、日本国憲法として制定しました。」（36頁）、日本文教出版公民教科書では、「政府は、連合軍総司令部（GHQ）が示した草案に基づいて憲法改正草案をつくりました。その後、憲法改正案が、戦後初めて行われた男女普通選挙ののち、帝国議会で審議され、一部修正のうえ可決されました。」（41頁）との記載がそれぞれあり、いずれも「押しつけ憲法」ではないことを制定経過を踏まえて説明しています。

他方で、育鵬社版は、上記のように「GHQはこれを拒否し、自ら1週間で憲法草案を作成したのち、日本政府にこれを受け入れるようきびしく迫りました。」といった「押しつけ憲法」であることを恣意的に印象づけるような不適切な記載を含んでおり、子どもの学習権を侵害するだけでなく、他の教科書では触れられている必要な知識を吸収できず、受験にも影響しかねないものです。

2 平和主義を否定して、子どもたちを9条改憲に誘導しています

(1) 平和主義を連合軍から押し付けられたものと教える

憲法の平和主義は、満州事変からアジア・太平洋戦争に至る日本の戦争に対する深い反省に基づき定められたというのが、憲法学上でも一般的な理解です。

育鵬社版以外の教科書は、平和主義が戦争の反省に基づくことを記述しています。即ち、「日本は、第二次世界大戦で他の国々に重大な損害を与え、自らも大きな被害を受けました。そこで、日本国憲法は、戦争を放棄し、世界の恒久平和のために努力するという平和主義を掲げました。」（東京書籍46頁）、「かつての日本は、日中戦争や第二次世界大戦を通じて、アジア・太平洋地域を侵略し、他の国々に深刻な損害をあたえました。そして、自らも戦場や国内で多くの犠牲を出し、世界で初めての原子爆弾による惨禍もこうむりました。このような悲惨な経験を反省し、日本国憲法は、戦争を放棄して世界の平和のために貢献するという平和主義を基礎としました。」（日本文教出版70頁）等と記述しています。

ところが、育鵬社版は、平和主義は連合軍から押し付けられたものとして記

述しています。たとえば、「第二次世界大戦に敗れた日本は、連合軍によって武装解除され、軍事占領されました。連合軍は日本に非武装化を強く求め、その趣旨を日本国憲法にも反映させることを要求しました。このため、国家として国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、「戦力」を保持しないこと、国の「交戦権」を認めないことなどを憲法に定め、徹底した平和主義を基本原理としました。」（育鵬社48頁）です。

この記述には、アジア・太平洋戦争の反省が平和主義の出発点になっているという視点がありません。これでは子どもたちは、憲法の平和主義は、単に連合軍から押し付けられたものと考えてしまいます。他の教科書の記述と比較すると、育鵬社版の特異性は明らかです。これでは、子どもたちたちは平和主義が定められた理由について、一般的な理解からかけ離れた特異な見解を学ぶことになってしまいます。

（2）安全保障法制及び集団的自衛権の危険性を無視している

2015（平成27）年に成立した安全保障関連法について、育鵬社版は「周辺の安全保障環境の急変に対し、政府は2014年に憲法解釈を実情に沿って改め、集団的自衛権の行使を限定的に容認することを閣議決定しました。」「日本の安全保障体制が強化され・・・国際平和への積極的貢献の範囲も広がりました。」とのみ記載しています（育鵬社51頁）。

しかしながら、集団的自衛権の行使は憲法違反の疑いあること、日本の安全保障にむしろ負の影響があることが看過されています。

他の教科書では、「日本に武力攻撃がない段階での武力行使は、国民の生命や自由への権利では正当化できないとの批判があります」（帝国書院40頁）、「憲法9条で認められる自衛の範囲をこえているという反対の意見もあります」（東京書籍）、「憲法解釈として何が正しいか、日本の安全保障にとって何が必要かという根本的な問題を議論すべきだとの意見もあります」（日本文教出版73頁）と記載しています。

加えて、育鵬社版はアメリカ軍と日本の平和の関係について、「戦後の日本の平和は、自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力（攻撃を思いとどまらせる力）に負うところも大きいといえます。また、この条約（日米安保条約）は、日本だけでなく東アジア地域の平和と安定にも、大きな役割を果たしています」（育鵬社50頁）、「日米安保条約に基づく日米安保体制は日本の防衛の柱であり、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠です」（育鵬社版51頁）と記載しています。他方で沖縄の住民らが米軍基地の集中に伴い生活の危険に晒されている点には何ら言及せず、「基地の県外移設を求める声が根強くあります」（育鵬社51頁）と述べるにとどまっています。

この記載は米軍という軍備が平和に貢献した上で、アメリカ軍との集団的自衛権の行使を無批判に肯定する記述です。

このように育鵬社版は他の教科書と異なり、集団的自衛権を無批判に記載しており問題です。

(3) 平和のための手段を軍事とする誤り

どの教科書にも、平和主義の記述と併せ、世界平和を実現するために何が重要かということ学ぶ単元を設けています。

育鵬社版は、平和主義の単元で「平和主義は連合国から押し付けられた」と記述した後、「平和主義と防衛」と題する単元を置いて、「日米安全保障条約」との表題でアメリカ軍の抑止力を強調して、その後「有事への備え」として有事関連立法制定の経過を述べ、「日本防衛の課題」として北朝鮮によるミサイル発射、中国の軍事増強等の危機を強調しています（育鵬社49, 50頁）。「世界平和の実現に向けて」との単元では、紛争の原因に貧困という根本問題があることに触れずに、日本の役割として、自衛隊の海外派遣活動という軍事的な対応ばかりが強調されています（育鵬社190, 191頁）。「軍縮」という言葉すら記載されていません。他の教科書ではそれぞれ軍縮の重要性が言及されていることは異なり、育鵬社版は全体として、危機をあり、日本と世界の平和を築くためには軍事的な対応しか選択肢がないかのような記述になっています。

今日、国際紛争の原因が、国益の追求のみならず、異なる民族・宗教への不寛容や、貧富の格差の拡大にあることは、広く認識されています。また、武力行使が深刻な被害を生む一方で、紛争解決の手段として万全でないことも共通理解となっています。だからこそ、他の教科書では、世界平和の実現に向けて、異文化理解、貧困の克服、軍縮の必要性が説かれています。子どもたちは、このような記述から、国際紛争の背景を学び、平和を実現するために何が重要なのかを考えます。これは、憲法の平和主義の具体的実践を学ぶことに他なりません。即ち「軍縮は武力紛争の防止につながるだけでなく、もしも紛争が発生した場合の被害を少なくすることにつながる」（帝国書院182頁）、「戦争を防ぐためには、軍縮を進めることが必要です。特に、一度に多くの人々の命をうばう核兵器や化学兵器、生物兵器などの大量破壊兵器の廃絶が重要です」、「地域紛争やテロに対しては、国連がそれを防ぐ努力をしたり、アメリカを中心にテロが起こっている地域に軍隊を派遣して、テロを起こす集団をたおそうとしたりしていますが、解決は容易ではありません。軍事的な対応だけでなく、貧富の差の改善などの、より根本的な対策も求められています」（東京書籍201頁）等の記述がこれにあたります。これらの記述と比較すると育鵬社版が軍事一辺倒の特異な立場に立っていることが分かります。これでは、国際紛争の背景にさかのぼって、どのよう

に世界の平和を実現するのかを考える子どもたちを育むことはできません。

3 危険な「愛国心」教育を学校現場に持ち込む教科書

(1) 「愛国心」教育の危険性

育鵬社版の大きな特徴として、「愛国心」教育が挙げられます。自由社を除く他社の教科書では「愛国心」という形では採り上げられていませんから、これは特筆すべきことでしょうか。それでは何故、他社の教科書では採り上げられていないのでしょうか。

教育基本法の改定により、教育の目標の一つに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が加えられました（2条5号）。この前半部分（我が国と郷土を愛する）が、しばしば「愛国心」と呼ばれるものです。

しかし、仮に我が国や郷土を大切に考える気持ちがあったとしても、その気持ちの持ち方や表現の仕方は人によって違います。思想信条の自由の観点から各人の考えや気持ちを大切にすべきことは中学生であっても当然です。また、文科省の2019年度学校基本調査によれば、全国の中学校には2万5000人を超える外国籍の生徒が在籍しています。このことからしても、我が国に対する「愛国心」をことさらに学校教育で強調することは不適切です。さらに、戦前の「愛国心」を強調する教育が、日本が戦争に突き進むことを支える役割を果たしてしまったこと考えると、教育の基本として「愛国心」を教えることには慎重でなければなりません。

(2) 中教審や学習指導要領も「愛国心」教育には慎重です

教基法の改定に先立つ2003年3月20日の中央教育審議会の答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」は、「自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、尊重し、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛する心の涵養を図ることが重要である」と提言しながらも、それに続けて「国を愛する心を大切にすることや我が国の伝統・文化を理解し尊重することが、国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない」と指摘しています。その趣旨が、「愛国心」教育がしばしば「国家至上主義的考え方や全体主義的なもの」に陥りやすいという危険性を有していることに注意を促し、警鐘を鳴らすことにあることは明らかです。

現行の中学校学習指導要領でも、「自国を愛し」という言葉が公民的分野全体の目標にこそ記載されていますが、それは、社会的事象について多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養されるものと位置づけられ、公民的分野で取り扱う「内容」の項目では一切記載されていません（前記5頁参照）。ここにも、「愛

国心」を無理に教えるのではなく、子どもたちが社会的な事象や課題を学習する中で、課題を解決したり社会に参加する意欲などと共に自然と育まれることが望ましいとの考えが示されています。

育鵬社・自由社以外の他社の教科書が揃って「愛国心」という用語を用いていないのは、上記のような「愛国心」教育の危険性に配慮しているからであると思われる。

これに対し、育鵬社版は、わざわざ太字ゴシック体を用いて「愛国心」を表記することで、「愛国心」を強調しています。次に述べる通り、結果として、育鵬社版はまさに「危険」な「愛国心」教育を学校に持ち込むおそれの大きい教科書になってしまっています。

(3) 育鵬社版における「愛国心」教育の問題点

ア 特定の「愛国心」の押しつけ

育鵬社版は、「愛国心」について、「何か共通のものを軸にした『われわれ』という意識を、どこの国民も持っています。このような意識や国家への帰属意識、国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ち」と定義しています（180頁）。その上で、「この愛国心が、多様な人々をひとつの国民へとまとめる重要な役割を果たしています。」（同）と「愛国心」を手離しで評価し、「国家としての一体感を守り育てることも大切であり、そのために国民が祖国を意識することが必要となるのです」（181頁）と記述して、子どもたちたちに定義された「愛国心」を持つよう誘導します。コラムの記載では、「人は一つの国家にきっちりと帰属しないと、『人間』にもならない」（11頁）とまで断言されています。

しかし、「愛国心」を上記のように定義するのは、決して妥当とはいえません。

例えば、教育基本法が改定時の国会論議において、教基法2条5号にいう国を愛する態度を涵養することについて、当時の安倍晋三内閣総理大臣が次のとおり答弁しています（衆議院教育基本法に関する特別委員会2006年6月5日）。

「国を愛する態度を涵養していく、あるいは国を愛する心でもいいんでしょうけれども、…（中略）それは人それぞれなんだろうというふうに思いますし、その発露の仕方はいろいろあるだろうと、このように思うわけでございます。」

安倍首相の答弁を引くまでもなく、「愛国心」の在り方は人それぞれであり、「愛国心」に基づく行動の仕方も人それぞれであるはずです。「愛国心」について特定の定義づけや方向づけをするのは馴染まないし、むしろ公教育においてそのようなことをしてはならないというのが、「愛国心」教育に関する通常理解であるといえます。

ところが、育鵬社版は上記のように、これを「国の名誉や存続、発展などのた

めに行動しようと思う気持ち」と定義づけています。そして、同教科書の記載からはこのような「愛国心」の在り方のみが「望ましい」ものと子どもたちが誤解してしまう危険があります。このようなことは思想信条の自由からも問題ですし、多様であるべき「愛国心」の在り方を狭めてしまうという意味で、「愛国心」教育それ自体を否定しない立場に立ったとしても、適切なものとはいえません。

その上、次に述べるように、育鵬社版のいう「愛国心」は、あつてはならない「国家至上主義的考え方や全体主義的なもの」へと子どもたちを駆り立てる恐れが強いものとなっています。これは、憲法の掲げる国際協調主義に反するものといわざるを得ません。

イ 危機感・恐怖心によって「愛国心」を煽動している

育鵬社版は、日本と近隣諸国（とりわけ東アジア諸国）との関係を、対立と緊張一色に描き出しています。

たとえば、育鵬社版は、「平和主義と防衛」という單元の中で、「日本の防衛の課題」として北朝鮮及び中国を名指しして、日本周辺では、「北朝鮮との間で緊張状態が続いています」、「中国は近年、一貫して軍事力の大幅な増強を進めており、日本や東南アジア諸国にとって、地域の平和と安全をおびやかす動きとなっています」と脅威を強調しています（51頁）。「世界平和の実現に向けて」の單元でも、北朝鮮の核実験を報じる新聞記事の写真を掲載した上で、「日本周辺では、中国の核ミサイル配備や北朝鮮の核兵器開発などが軍事的緊張を高めています」と記述しています（190、191頁）。このような記述は、中国と北朝鮮が、積極的に日本と対立して緊張を高めているとの印象を子どもたちに与えるものです。

他にも育鵬社版は、特に中国について、尖閣諸島への「侵入」（182頁）、南シナ海での「人工島」（186頁）、沖ノ鳥島に海洋調査船（187頁）など、多くの問題点を取り上げ、脅威を強調しています。

これでは、子どもたちたちは近隣諸国の脅威に対抗する（あるいは、抑えつける）ことへと駆り立てられることになるでしょう。しかし、危機感・恐怖心によって煽動された「愛国心」は、徒に対立を激化させるだけです。他の教科書は、例えば、領土問題についても「世界の領土問題とその解決」として、過去に他の国が領土問題を平和的に解決してきた例を具体的に挙げて、平和的解決の重要性を指摘しています（日本文教出版185頁）。育鵬社版のスタンスはこのような他の教科書と相当異なります。

育鵬社版では、憲法が要請する国際協調主義や紛争の平和主義的解決の意味を学ぶことはできません。

ウ 小括

以上のとおり、育鵬社版公民教科書は、子どもたちたちに、近隣諸国との対立や緊張関係を刷り込んで危機感・恐怖心を煽るとともに、日本人や日本文化に関する優越観念を植えつけて、差別や偏見を助長するものです。そして、後述するように、育鵬社版では個人の人権よりも義務や社会全体の利益が強調されて教え込まれます。このような教育で、国や社会を批判的に検討する力を奪われた子どもたちは、やがて皮相な「国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ち」（「愛国心」。180頁）に絡め捕られていくでしょう。これこそは、中教審答申が懸念した「国家至上主義的考え方や全体主義的なもの」にほかなりません。このような「非教育的」な教育を許してはなりません。

4 立憲主義の理解を妨げ、憲法改正へ誘導しようとする育鵬社版教科書

(1) 立憲主義の説明が理解しづらい

ア 学習指導要領とその解説

学習指導要領公民的分野2C(1)ア(イ)では、「民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。」とされています。

この点について、文部科学省発行の学習指導要領解説では、「具体的には、国や地方公共団体が、国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けながら政治を行っており、恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解できるようにすることを意味している。」とした上で、「その際、主権者である国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方である立憲主義や、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方である法の支配について理解できるようにする」ことが必要としています。

このように、学習指導要領においては、憲法によって国民の人権を保障する考え方である立憲主義について、政治における権力の濫用防止と関連させて理解させることが求められています。

イ 各社教科書の記述

立憲主義についての各社教科書の記述は以下の通りです。

①【東京書籍】

「近代革命の後、多くの国では人権を保障するために、最高の法として、憲法を制定するようになりました。政治権力も憲法に従う必要があり、憲法に違反する法律などは効力を持ちません。

このように、法の支配に基づき、憲法によって政治権力を制限して人権を保障するという考え方を、立憲主義といいます。」(41頁)

「違憲審査制は、憲法によって政治の権力を制限し、国民の人権を守るという立憲主義の考えに基づいており、ここにも憲法が国の最高法規であることが表れています。」(109頁)

②【教育出版】

「国家は国民の自由や安全を守るために強大な権力をもっていますが、あやまって使うと国民の生命や自由を奪いかねません。そこで権力を、国会、内閣、裁判所の異なる機関に分けて、それぞれが互いに抑制し合うことで、一つの期間が暴走して国民の権利を侵害することを防ぎます。このように、憲法によって国家権力を制限し、国民の人権を保障しようとすることを立憲主義といいます。

立憲主義を実現するために、憲法は国の最高法規として位置づけられています。法律をつくる国会では、憲法に反する法律をつくることはできません。もし国会が憲法に反する法律をつくったときは、裁判所がこの法律を無効にする事ができます。」(42頁)

③【帝国書院】

「多くの国では、国家権力は、戦争・人権侵害・独裁を繰り返し、人々を苦しめてきました。そうした過ちを繰り返さないように、戦争や軍隊をコントロールしたり、戦争・人権侵害・独裁などを禁止したりするルール（憲法）を作り、国家権力の濫用を防ぐ考え方が生まれてきました。これが立憲主義です。」(30頁)

④【日本文教出版】

「国の政治の基本的なあり方を定める法を憲法といいます。よりよい民主政治を実現するためには、基本的人権の尊重など、私たちがともに生きていくうえで大切にすべき原則を明らかにして、それを政治権力が守るしくみをくふうしなければなりません。このような憲法に基づいて政府をつくり、政治を行うことにより、権力の濫用を防ごうとする考え方を立憲主義といいます。

立憲主義の実現のために、多くの国で、憲法は国の最高法規であるとされています。憲法の改正には慎重な手続きが定められ、憲法に違反する法律や命令は効力をもちません。このように、立憲主義に基づいて、人権の保障や権力分立を定める憲法を、立憲主義の憲法といいます。」(38頁)

⑤【自由社】

「国民国家は、権力の濫用を防ぐ立憲主義（立憲政治）の思想を生み出しました。」(47頁)

⑥【育鵬社】

「憲法は、国の理想や基本的なしくみ、政府と国民との関係などを定めたもの

です。現代の多くの国の憲法には、その国の歴史・伝統や、国民が長年にわたり培ってきた考え方や価値観が盛り込まれています。各国は独自の「価値」を憲法に記述することにより、国民に自覚と誇りをもたせています。

また、憲法は政治権力が濫用されることのないように抑制するしくみを定めて、国民の権利と自由を保障し、権力を行使して国民の福祉を増進する根拠となっています。そして、国民どうしの中の権利侵害に対して、民法・刑法その他の法律の解釈を通じて間接的に規律を与えています。

憲法にのっとして国を運営していくことを立憲主義といいます。立憲主義の要素として伝統的には、国民の権利保障と権力の分立が強調されてきました。今日では憲法の最高法規性と違憲立法審査権を加えて立憲主義の要素とするのが一般的です。日本国憲法もこれらの考えに基づいています。」(39頁)

ウ 育鵬社版教科書の記述の問題点

上記の通り、育鵬社版以外の教科書では、立憲主義の意義について、憲法によって権力の濫用を防ぐという点を端的に説明しています。

一方、育鵬社版教科書は、「憲法は政治権力が濫用されることのないように抑制するしくみを定めて、国民の権利と自由を保障」という説明はあるものの、ここでは立憲主義という言葉を使っていません。立憲主義の意味を「憲法にのっとして国を運営していくこと」と説明し、立憲主義の要素として「国民の権利保障」、「権力の分立」、「憲法の最高法規性」、「違憲立法審査権」を挙げていますが、権力の濫用防止については触れられていません。

このように、育鵬社版教科書は「立憲主義」という言葉と「権力の濫用防止」について切り離して説明しており、両者を関連させて理解することが困難になっています。

(2) 憲法改正への露骨な誘導

ア 異常に手厚い取り扱い

憲法改正について、育鵬社版教科書以外の教科書は「国民主権」や「憲法の保障」といった単元で、1頁の半分程度の分量で記述しています。

これに対し、育鵬社版教科書は、「平和主義と防衛」と題する単元で日本の防衛の課題として北朝鮮や中国の脅威を強調した直後に、「憲法改正のしくみ」という独立した単元を設け、2頁全部を使って記述しています。さらに、「憲法のこれから」と題した別の2頁では、生徒向けの課題として、憲法の個別の条文の改正点を考えさせようとしています。

他社の教科書と比べて、異常な程に手厚い取り扱いです。

イ 不適切な内容

育鵬社版教科書の憲法改正に関する記述内容は、憲法改正が必要だという方

向へ誘導しようとするあまり、その分量の多さに反して不正確・不適切なものとなっています。

まず、側注に「各国の憲法改正回数」という一覧表を掲載した上で、「各国では必要に応じて比較的頻繁に憲法の改正を行っています。」(育鵬社52頁)と記述し、改正したことがない日本が異例であるかのように見せています。しかし、このように単純に改正回数を比較することには意味がありません。ある国では法律で定めていることを別の国では憲法で定めていることがありますし、改正手続の厳格さも各国でバラバラだからです。さらに、一覧表では韓国の改正回数が「9回」となっていますが、いずれも現行の1987年憲法が制定される以前のものであり、韓国の現行憲法は一度も改正されていませんので、学術的にも不正確な記載です。

また、別の側注には「主な国(二院制)の憲法改正要件の比較」という一覧表を掲載し、「日本の憲法改正手続きは各国の中でも厳しいと言われています。」(育鵬社53頁)と記述し、ここでも日本が異例であるかのように誘導しています。しかし、一覧表にあるドイツやフランスは、憲法改正の限界を定める条項があり、改正内容が制限されています。単純に各国憲法の改正要件のみを比較することは一面的であり、妥当ではありません。

さらに、単元の終わりを「今後は、各院に設置された憲法審査会で、国会に提出された憲法改正原案の審査が行われ、国会の議決を経た上で国民投票による改正の是非が諮られることとなります。」(同)と締めくくっており、まるで国会に憲法改正原案が提出されることが既定路線であるかのように記述しています。実際には、国会に憲法改正原案が提出される具体的な見込みはなく、世論調査を見ても国民の多数が積極的に憲法改正を望んでいる状況だとは言えませんので、この記述では生徒が誤った理解をする可能性があります。

ウ 憲法改正について本来取り扱うべき内容

憲法の基本原則との関係に照らせば、憲法改正について教科書で本来取り扱うべき内容は、なぜ法律改正よりも厳格な手続きが要求されているのかという点です。

この点について他社の教科書では、例えば、「憲法が国の権力を制限し、国民の人権を保障する役割を持つ重要な方であるため、国民主権の考え方をより強く反映させるべきだと考えられているからです。」(東京書籍45頁)、「国の基本法であり国民の権利を保障する憲法が簡単に変更されてしまうと、国は不安定になり、国民も危険にさらされることとなります。」(教育出版45頁)、「基本的人権など、民主政治において大切にすべき原則にかかわる国の最高法規の改正には、慎重な判断が必要だからです。」(日本文教出版43頁)などと記述

しています。

一方、育鵬社版教科書はこの点について「憲法を最高法規として安定させるために」（53頁）としか説明していません。これでは生徒が、憲法改正の手続きが厳格な理由を正確に理解することはできません。

育鵬社版教科書は、憲法改正への誘導を優先するあまり、生徒の理解を歪めるものになってしまっています。

(3) 小括

以上のように、育鵬社版教科書は、立憲主義についても憲法改正についても正確な理解を得られるものではなく、学習指導要領に照らし合わせても不適切な教科書ですから、採択すべきではありません。

5 国民軽視の「国民主権」（育鵬社42, 43頁）

(1) 日本国憲法における「国民主権」

大日本帝国憲法は、「天皇大権」と呼ばれるほどの広範かつ強大な権限を天皇に与え、国民は「臣民」として実質的にはその権限行使の対象に過ぎなかったことから、国家権力に対して、国民による民主的なコントロールが十分に及びませんでした。そのような戦前の国家体制が戦争への道を突き進んでしまった原因の一つであることへの反省から、日本国憲法は、その前文で「主権が国民に存することを宣言」し、国民主権を基本的人権の尊重や平和主義と並んで憲法の三大原則の一つとしました。さらに、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」（第1条）と規定して、重ねて主権が国民にあることを明らかにするとともに、天皇と国民の関係は、大日本帝国憲法下での主君と臣民という関係とは異なり、天皇は主権者である国民の総意に基づいてのみ存在することとなりました。

また、ここでいう国民主権とは、単に国家権力が自分たちの見地や正当性の根拠を国民に求めなければならないということだけではなく、国民一人一人が主権の具体的な行使者として政治に参加する権限を有することも含まれています。

(2) 象徴天皇制を正しく理解できない

ほとんどの教科書は、前記のような国民主権の理解のもと、タイトルを「国民主権」（帝国書院）、「国民の意思による政治」（教育出版）など、国民主権を前面に押し出したタイトルとし、「象徴天皇制」はそのなかの一項目として扱っているにすぎません。

しかし、育鵬社版では、国民主権に関する記述のタイトルが「国民主権と天皇」とされており、国民主権と天皇が並べて記述されています。しかも、内容をみると、天皇制に関する記述の方が圧倒的に多く、写真も3枚にわたって掲載され、

「理解を深めよう」と題されたコラムも「日本の歴史・文化と天皇」というタイトルで天皇制についてのみ記載されています。

そこでは、「日本の歴史には、天皇を精神的な中心として国民が一致団結して、国家的な危機を乗り越えた時期が何度もありました。明治維新や、第二次世界大戦で焦土と化した状態からの復興は、その代表例です。」、「天皇は直接政治にかかわらず、中立・公平・無私な立場にあることで日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっており、現代の立憲君主制のモデルの一つとなっています」などと、ことさらに天皇の役割が強調されています。

このように、育鵬社版は、国民主権よりも天皇を重視した記述となっており、また、大日本帝国憲法以前の広範な権限を有していた天皇と日本国憲法のもとでの象徴としての天皇とを区別せずに連続性のあるもののように捉え、その役割を強調しています。これでは、日本国憲法下での象徴天皇制を正確に理解することはできません。

育鵬社以外の教科書では、いずれも天皇制よりも国民主権に関する記述量が多く、天皇制についてはわずかししか触れられていないものがほとんどであり、その内容は「象徴天皇制」について客観的かつ正確に記載されています。例えば帝国書院では、「憲法第1条は、天皇は『日本国の象徴であり日本国民統合の象徴』だと定めます（象徴天皇制）。これは、象徴という特別な役割を天皇が果たすことを宣言する規定というよりも、主権が国民に移った結果、天皇は象徴の地位を持つだけになったことを宣言する規定です。」（38頁）と記載されています。

（3）「国民としての自覚」を押しつける

また、育鵬社版教科書は、国民主権の説明に入る前に、「国民としての自覚」という項目を設けています。

ここでは、福沢諭吉の「学問のすすめ」の一節（「一身独立して一国独立す」）を引用し、「独立した個人こそが国を支えるもとであり、こうした人間が多くなれば、国は栄えていくと説きました。」として、個人よりも国家の繁栄の上においています。また、「憲法で保障された権利を行使するためには、他人や社会への配慮が大切であり、権利や自由には必ず義務と責任がともなうとの認識も必要です。」と記述し、ことさら義務と責任を強調しています。

育鵬社版は、学習課題として「主権とはどのようなことであり、国民はどのように主権を行使するでしょうか」と問いかけていますが、国民主権の説明の前にこのような記述が入ることで、個人の幸福追求よりも国家や社会全体のために主権を行使すべきという「自覚」を押しつける内容となっています。

（4）国民の具体的な権力行使を軽視

育鵬社版教科書では、国民主権における「国民」について、「私たち一人ひとりのことではなく、国民全体をさすもの」と説明しています。

しかし、前述のように、国民主権とは、単に国家権力を抽象的に権威づけるのみならず、国民自身が具体的に主権の行使者であることも意味しています。参政権などはその現れであり、日本国憲法では、公務員の選定・罷免権（第15条）や選挙権（第15条、第93条）、表現・結社の自由（第21条）などを国民の権利として規定し、憲法改正の国民投票（第96条）や特定の地方公共団体に適用される地方特別法の住民投票（第95条）など、国民が直接国家の意思形成に関与する権利も規定しています。

育鵬社版教科書のような、国民一人一人が主権者として政治に参加することが妨げられるような記述は、日本国憲法下の国民主権の説明として、誤っています。

(5) 育鵬社版教科書では主権者を育てることはできない

以上述べてきたとおり、育鵬社版教科書では、「国民主権」の単元で記述の多くを天皇制に割いているため、国民主権に関してはそもそも記述量が不十分です。また、国家や社会全体のために主権を行使することが強調されており、書かれている内容も不正確です。

したがって、育鵬社版教科書で学んだ子どもたちは、日本国憲法における「国民主権」を正確に理解できず、主権者としての自覚を育てることができないため、将来、主権者として適切にその権限を行使することができなくなってしまう。

6 基本的人権より義務を強調

(1) 基本的人権の学習は公民教育の原点

基本的人権は、人類の長年にわたる自由獲得の苦闘の中で歴史的に形成された、人が生まれながらにして有する侵すことのできない権利です。基本的人権の豊かな内容とその獲得の歴史を学ぶことで、1人1人がかけがえのない大切な存在であることを実感し、憲法上保障された基本的人権を守っていくためには「国民の不断の努力」（憲法12条）が必要であることを知り、民主主義を担うという自覚を持つ契機となります。基本的人権の学習は、公民教育の原点です。

(2) 育鵬社版教科書の基本的人権の記載の問題点

ア 基本的人権に対する説明が不十分

育鵬社版は、「すべての人々に生命と自由を確保し、幸福を追求し人間らしく生きるための権利を人権といいます」（44頁）、「人権保障の基本は、各人をかけがえのない存在として大切にすること（個人の尊重）」（46頁）と記載し、人権の根拠が人間の尊厳であることや人権の普遍性についての説明に留まっています。

他方、例えば、日本文教出版教科書では、「基本的人権（または人権）とは、人はみな生まれながらに等しく自由で、他人にゆずりわたしたり、侵されたりすることのない生まれながらの権利をもっているという考え方です。この考え方は、個人の尊重の原理に基づいており」と記載し（44頁）、人権の根拠が人間の尊厳であることや、人権の固有性、不可侵性、普遍性といった要素をすべて網羅した説明になっています。

このように、育鵬社版教科書の基本的人権の説明は不十分であり、基本的人権の重要性が十分に伝わらない内容になっています。

イ 権利よりも「公共の福祉」「義務」の強調

育鵬社版教科書は、「国の憲法や法律、国際社会での条約など、すべて契約にもとづくルールです」とした上で、「ルールを守ることによってそれぞれの権利や利益が保障されます」「現代社会で増加するいろいろな問題（トラブル）の背景には、責任や義務を忘れ、権利だけを主張する風潮があるからだといわれています」（33頁）、「憲法で保障された権利を行使するには、他人や社会への配慮が大切であり、権利や自由には必ず義務と責任がともなうとの認識も必要です」（42頁）と繰り返し執拗に義務を強調しています。

また、育鵬社版教科書は、基本的人権の尊重という項目に、「基本的人権の保障」と並べて「公共の福祉」「国民の義務」を記載しています（46頁）。このような記載の仕方により、基本的人権の大切さが希薄になり、「公共の福祉」による人権の制限や「義務」が強調されることとなります。

育鵬社版は、公共の福祉による制限の説明として、「人が社会で生きている以上、みんなの人権を最大限保障しようとするとも必ずどこかで衝突します」「ルールを設けてみんなの人権を少しだけ制限して妥協してもらいしかありません。その制約の原理のことを「公共の福祉」といいます」と記述し（46頁）、過度に権利の制限を強調しています。

他方、たとえば、日本文教出版の教科書では、人権思想のあゆみや各人権規定を21頁に渡って説明した上で、公共の福祉を説明し、最後に「しかし、国家権力が「公共の福祉」の名をかりて、大切な人権を簡単に制限しないように注意する必要があります。どのような人権が、何のために、どの程度制限されるか、それぞれの場合ごとに検討することが大切です」と記載し（67頁）、人権の制限が例外的であることを説明しています。

他社の教科書が、基本的人権の項目の冒頭では、それが個人の尊重（憲法13条）から派生する大切な権利であることを強調し、「公共の福祉」や「国民の義務」については、人権規定についての個別の詳細な説明の最後に、しかも、法律や行政施策の中での人権と人権の衝突の調和の問題として記載されていること

と比較すれば、育鵬社版が、基本的人権を軽視した上、「公共の福祉」の内容について誤った認識を持たせるものであることは明白です。他社の教科書には、公共の福祉に名を借りて簡単に人権が制限されることのないよう注意喚起する記載がありますが、育鵬社版の教科書にはそのような記載もありません。

育鵬社版では、公共の福祉により権利を制限する法律が列挙されています。その中には、「選挙運動に関する制限」や「デモに対する規制」「公務員のストライキの禁止」など、民主主義を実現する上で重要な権利の制限であり、憲法違反の疑いがあるものが記載されていたり、「破壊活動防止法」「団体規制法」「通信傍受法」など、集会結社・表現の自由、プライバシーの権利から憲法違反の疑いのあるものも何の説明もなく記載されています（47頁）。

さらに、育鵬社版は、国民の義務の項の最後に「憲法の理念に沿って国民生活を営むためには、この三つの義務に加え、すべての国民が憲法を尊重し、等しく憲法に保障された権利と自由を享受できるよう心がけなければなりません」と、あたかも国民に憲法尊重擁護義務を課すかのような記載をしています（47頁）。

ウ 憲法と法律の違いをきちんと説明しない

育鵬社版は、憲法が他の法律と異なり、憲法上保障されている人権が国家からの自由が基本にあることを明確に説明していません。

育鵬社版は、「国の憲法や法律、国際社会での条約など、すべて契約に基づくルールです」として憲法と法律等を同列に列挙しています（33頁）。

また、育鵬社版は、「国や地方公共団体には、秩序を守るために強い強制力があります」とし、そのための法は、「憲法を頂点として」存在するとされ、憲法の対公権力という側面を法一般の中でえがくことで相対化しています（38頁）。また、憲法とは何かの説明として「国の理想や基本的なしくみ、政府と国民との関係などを定めたものです。現代の多くの国の憲法には、歴史・伝統や、国民が長年にわたり培ってきた考え方や価値観が盛り込まれています。各国は独自の「価値」を憲法に記述することにより、国民に自覚と誇りをもたせています」と記述し（39頁）、憲法が人権保障を目的とするものであり、そのために政治権力の濫用を抑制するという本質についての記述は劣後しています。

エ 日本における立憲主義・人権保障の歴史の認識を誤らせる

育鵬社版は、日本における人権を説明するにあたって、「古くから大御宝と称された民を大切にす伝統」（45頁）を持ちだし、日本における立憲主義ないし人権保障の歴史があたかも古代から継続しているかのような錯覚を起こさせます。また、大日本帝国憲法について、「内外ともに高く評価され」（40頁）と肯定的側面のみを強調し、法律の留保についても「大日本帝国憲法では国民には法律の範囲内で権利と自由が保障され、その制限には議会の制定する法律を

必要とするとされました（法律の留保）」と説明して（45頁）、実際には大日本帝国憲法下で法律の留保により言論弾圧など様々な権利侵害が行われたことや軍部の暴走を招いたことは一切記載していません。

他社の教科書は、立憲主義ないし基本的人権の項目で、「大御宝（おおみたから、「天皇の民」の意味）」などという文言を記載していませんし、大日本帝国憲法下で、言論の弾圧や軍部の暴走を招いた歴史を説明しています。

このように、育鵬社版は、日本の立憲主義・人権保障の歴史について、一般的な見解とは異なる認識を持たせるものです。

オ 子どもたちの権利の制限を強調

東京書籍の教科書では、「子どもは成長の過程にあるため、親の保護を受けたり、飲酒や喫煙の禁止といった特別の制限を受けたり」するものの、「子どもも一人の人間であり、個人として尊重されながら、成長する権利を持っています」として、1994年に我が国も批准した「子ども（児童）の権利条約」についても記述しています（49頁）。

育鵬社版は、「憲法はすべての国民に基本的人権を保障しており、子どもも例外ではありません」としながらも、「飲酒・喫煙の禁止など、さまざまな権利や自由についても制限が加えられています」として、権利の制限を強調します（57頁）。

他方で、コラムで少年法を取り上げ、少年法の理念を述べた上で、「しかし、この未成年者に対する寛容な姿勢が、少年犯罪などを助長しているという指摘があります。少年犯罪などの低年齢化や凶悪化も問題となっており、2000（平成12）年に少年法の一部が改正され、刑事罰を科す年齢が満16歳以上から満14歳以上へと改められました」と記述しています（57頁）。2000年の少年法改正は、子どもたちの抱えた問題性より、非行の結果の重大性に着目して重罰化・必罰化するものであり、国連の子どもの権利委員会から、条約と国際準則が求める内容に逆行するとの勧告を受けています。このように、育鵬社版は、子どもの権利についても過度に制限を強調するものとなっています。

(3) 小括

育鵬社版の基本的人権の記載は、日本における立憲主義が聖徳太子の頃から存在していたかのような誤解を与え、日本国憲法で保障されている基本的人権は、相対的なものであり、「公共の福祉」により制限されるのが原則であるかのようなおよそ憲法学の基本的な考え方とはかけ離れた認識を持たせます。他方で、義務については執拗に強調します。このような教科書で学んだ子どもたちは、1人1人が基本的人権を持つかけがえのない存在であることも、基本的人権の担い手が自分自身であることも理解しないであろうし、基本的人権について、歴史的背

景や内容について、憲法学の常識とは異なる認識を持つこととなります。

7 家族・ジェンダー

(1) 地理・歴史・公民

育鵬社版公民教科書の「なぜ公民を学ぶのか」にある「地理・歴史・公民の概念図」(③頁)には、地理の横軸に「家庭」、公民の斜めの軸に「家族」、そして歴史の縦軸には「子孫」「祖先」という区切りが書かれています。

「個」が尊重されるべき憲法を学ぶ公民において、家制度を連綿と守り続ける歴史、個ではなく家庭を軸とする地理、家族を一つの指標とする公民が、教科書の冒頭に記されているのです。後述する「やってみよう 人生をデザインしようーシミュレーション」(162頁)にあるように、女性は結婚して子どもを産み家族を作るべきという視点から書かれていて、多様な生活様式を認めないものです。

また、この価値観は、戦前の家制度を彷彿とさせるものでもあります。1942年に文部省が発行した「戦時家庭教育指導要綱」は、日本国民を天皇を本家とする一つの家族としてとらえて、天皇や国に奉仕することを求めていました。この轍を踏まないために個人の尊厳の尊重が日本国憲法の根本原理になったはずなのに、育鵬社の教科書は、戦前回帰をしていると言わざるを得ません。

さらに、この考え方は、自由民主党改正憲法草案第24条1項「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」に相通じる発想です。同改正草案第13条「全て国民は人として尊重される」と相まって、「個人の尊重」よりも、「家族の尊重」「家族という集合体」を重視しているもので、個人の尊厳を尊重する日本国憲法と相容れないものです。

以上の理由から、育鵬社の公民教科書を採択することは、容認できません。

(2) 男女共同参画

男女共同参画について、育鵬社版は、「男女の違いを認めた上で互いに尊重して助け合う」(57頁)と定義づけていますが、そもそも男女の違いという「男は男、女は女」という型に当てはめた違いを押し付けるものであって、到底容認できるものではありません。

男女共同参画について、他社の教科書は、例えば、「家庭、地域、政治など、

社会のあらゆる場面で男女が責任をもって対等に役割を担う」(教育出版50, 51頁)とあります。また別の教科書では、「男性も女性も対等な立場で活躍できる社会を創ること」(東京書籍52頁)となっています。共通するのは、男女が対等に個人として尊重されるジェンダー平等の視点であり、育鵬社版のように男女の違いを前提とするジェンダー平等の視点がない教科書を認めることはできません。

育鵬社の公民教科書は、明らかに男女差別を助長するものです。このような教科書を採択することは認められません。

(3) 女性の年齢別労働力率の推移

日本では、女性の年齢労働力率は、出産、育児の負担により離職する女性が多いためM型のカーブを描いています。育鵬社の教科書は、このM型カーブの年次比較したグラフだけを掲載しています(57頁)。日本のM型カーブは、日本の労働問題において大きな問題となっています。しかし、他国との比較がなければ問題の所在に気が付きません。

例えば、東京書籍の教科書の52頁には、スウェーデン、ドイツ、アメリカとの比較が載っています。これを見れば、日本が問題なことは一目瞭然です。他社の教科書でも同様です(教育出版145頁、帝国書院138頁、日本文教出版150頁)。育鵬社版には、あえて日本の年次比較のグラフを掲載することで、少しずつましになっていると思わせようという意図的なものを感じます。

そのような意図の見え隠れする教科書を採択することは認められません

(4) 人生設計

育鵬社版の「やってみよう 人生をデザインしようーシミュレーション」(162頁)では、自分の人生設計をグラフに書き込むようになっていますが、その中で、結婚については、「いつ頃、結婚する?」、出産については「子どもはいつ頃、何人欲しい」と設問がされています。当然に結婚して子供を産むことを前提としており、多様性を認める社会と相容れない記述になっています。

この点、他社の教科書では、「技能をみがく ライフプランからお金について考えてみよう」(帝国書院133頁)において、設問の中に、「1)結婚をしたいか、したくないか、2)子どもは欲しいか、欲しくないか。欲しい場合は何人欲しいか。」と、結婚をしない、子どもを持たないという選択肢が与えられている

のです。家族形態が多様化している現代において、これらの選択肢が必要であることはいうまでもありません。現在、web 上には無料で使用できるライフプランシミュレーション（金融庁、松井証券など）が多数公開されていますが、当然ながら配偶者の有無も子どもの有無・その数も選択可能です。

結婚しない、子どもを持たないという選択を生徒に与えない育鵬社の教科書は、多様性を認めないものであり、女性は子どもを産み育てるべきという価値観に貫かれています。このような教科書の採択は認めることはできません。

(5) 夫婦別姓

育鵬社版では、憲法24条の説明の欄外に、「夫婦同姓は合憲」という新聞記事が掲載されています（56頁）。これは本文とは全然関係ない記事なのですが、あたかも、夫婦別姓制度が違憲であるかのような体裁になっています。事実婚の両親を持つ子どももいる中で、その両親のライフスタイルを否定するような記事をわざわざ掲載することは、子どもの心を傷つけるものであり、かかる記載は認められません。

この点、他社の教科書では、「公民＋ 夫婦別姓の議論」というページを設け（帝国書院46頁）、夫婦別姓制度について賛成、反対両方の意見を載せ、法律婚を望むカップルに事実婚を強要することに合理性があるかどうか、議論があることを示して考えさせています。

選択的夫婦別姓制度について議論があることに一切触れず、単に夫婦同姓は合憲という記事のみを掲載する育鵬社の教科書は、一方の意見のみを取り上げた構成になっており、不公平な記載であり、到底容認できません。

(6) 家族の役割

育鵬社版は、「家族の一員としての私たち」という章立てをして、家族の役割、家族に関する法律、家族形態の変化、家族の価値、と何項目も費やして、家族がいかに大切な社会の基本的単位であるかを述べています（26頁）。そこには、「私たちは、まず家族の中で育てられ、人格をはぐくみ、慣習や文化を受け継ぎ、社会で生きるためのルールやマナーを身につけます。やがて新しい家族を作り、子育てをします。年老いた親を支え、介護することも大切な役割です。」と記載されているのですが、これは介護も育児も自己負担で行わせることを前提としており、その結果として女性が家族の犠牲になることを当然のこことしていると言わざるを得ません。

また、「やがて新しい家族をつくるかつからないかの自由もなく、当然に「子育てをします」と子どもを持たない選択を認めない記述になっています。前述した本項（4）と同じく、特定のライフスタイルを子どもたちに押し付けるもので

す。この記述では家族のいない子どもは置き去りになってしまいます。

加えて、家族の大切さを一方的に強調されることで、虐待を受けている子どもは、逃げ場を失ってしまいます。

生き方の多様性を認めない育鵬社の教科書は、子どもたちに特定の価値観を強制するものであり、到底容認できません。

8 外国人の人権保障に消極的

(1) 外国人の人権保障や差別は重要な課題

今、日本では多くの外国籍の人が生活しています。2019年6月末の政府の発表では、中長期在留者と特別永住者を合わせた在留外国人は280万人を超えています。

人権は生まれながらに有する権利である以上、外国人にも人権が保障されるのは当然です。しかしながら、外国人の人権をめぐることは、権利保障が十分ではなかったり、劣悪な労働環境に置かれたり、ヘイトスピーチに代表されるような差別や偏見にさらされたりという深刻な問題が生じています。地域社会で外国人の存在が当たり前となり、学校にも多くの外国籍の生徒が通学している現状において、このような問題をきちんと認識しどう改善していくのか考えることは公民教育の重要なテーマです。

(2) 育鵬社版の記載は外国人の人権保障に消極的

多くの公民教科書は外国人の差別の問題や人権保障の不十分さを指摘し、改善の方向を生徒に考えさせる記載となっています。ところが、育鵬社版は、「外国人差別」の単元で「外国人にも人権は保障されますが、権利の性質上、参政権のように日本国民のみにあたえられた権利は、外国人には保障されません。・・・ただし、外国出身であっても日本国籍を取得すれば、日本国民として選挙権をはじめすべての権利が保障されます」（59頁）と記載されています。また、社会権の単元では、外国人の社会保障について「国民が国に福祉的給付を求める権利であるため、外国人にただちに保障されるものではありません」とわざわざ記載しています。外国人が、税金や社会保険料を納付していることには触れられていません（63頁）。これでは、外国人に人権保障がなされない点があったとしても、仕方がないとか、日本国籍を取得すれば問題ないなどと生徒が捉えてしまうおそれがあります。外国籍の生徒に対し、「お前には保障されていない人権がある」、「なんで日本国籍を取らないのか」などと心無い発言をする生徒も生じかねません。

なお、上記のとおり、育鵬社版は参政権が外国人にすべて保障されないと記述し、参政権に請願権も含めています（65頁）。しかし、外国人にも請願権は当

然に保障されるので、この記述は誤りです。

(3) 他の教科書との比較

他の教科書では、外国人の人権保障について以下のように記述しています。「憲法による人権の保障は、特に、外国人や障がいのある人など、社会の中で弱い立場に置かれる可能性がある人々にとって、より大切です。弱い立場の人々が、差別や不利益の解決を国や社会に対して求める場合に、憲法の規定が主張の支えになるからです」(東京書籍49頁)、在日韓国・朝鮮人への差別の撤廃についての単元で、日本の植民地支配にも言及し、「こうした歴史的事情に配慮して、在日韓国・朝鮮人の人権を保障していくことが求められています」(同51頁)。他にも、外国人について「たがいに認め合ってくらす差別のない社会をつくる必要があります。そのためには、日本語教育や外国人の子どもへの教育を充実させ、また、労働環境や社会保障の仕組みを改善するなど、外国人が暮らしやすい環境づくりが不可欠です」(日本文教出版49頁)、外国人に対する差別として、ヘイトスピーチや日本で働く外国人の権利保障の不十分さが問題との記載をしています(帝国書院47, 48頁)

外国人の参政権についても、育鵬社以外の教科書は、単にそれが保障されるか否かにとどまらず、ともに地域で生活する外国人の声をいかに反映させるか積極的に考えさせる内容となっています。例えば、「現在、外国人には、地方参政権が認められていませんが、各地方公共団体が、外国人の声をどうくみ取っていくのかは重要な課題です」(帝国書院48頁)、外国人の意見を政治に反映させる仕組みとして川崎市の「外国人代表者会議」の取り組みを取り上げた教科書もあります(教育出版121頁)。

このように、外国人の人権保障の不十分さ差別の問題を具体的に検討し考察することこそ、多文化共生社会、すなわち「考え方や価値観の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、社会の中でともに生活すること」(東京書籍23頁)につながるのではないのでしょうか。

育鵬社版には、「人は一つの国家にきっちりとは帰属しないと『人間』にもならないし、他国を理解することもできないんです」とまで記載されています(11頁)。育鵬社版は、互いの価値観や文化の違いを認め、対等な関係を築こうという立場に立っていないと評価せざるを得ません。

9 メディアリテラシー

(1) メディアリテラシーとは何か

情報技術の進展は、民主主義の在り方を大きく変えつつあるといわれます。インターネットやSNSを利用することで、瞬時に様々な情報を手に入れたり、共

有できたりする一方で、フェイクニュースやデマなどの不正確な情報も溢れかえっています。ポスト真実（トゥルース）とも呼ばれるこの時代に、子どもたちが主権者として育ちゆき、平和で民主的な社会を担っていく上で、メディアリテラシーは欠かせないでしょう。

学習指導要領に「メディアリテラシー」という言葉は登場しません。しかし、学習指導要領に「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けて「情報活用能力の育成を図る」などと記載されているためか、各社がメディアリテラシーを大きく採り上げています。メディアリテラシーについては、各社、概ね以下のように説明しています。

<p>日本文教出版</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な情報を受容し無批判に受け入れるのではなく、何がより客観的であり真実であるかを判断し活用できる能力（メディア・リテラシー）を養っていくことが大切です。（８５頁） ● 情報をさまざまな角度から批判的に読み取り、社会のできごとを公正な観点からとらえる『メディアリテラシー』が私たちにとって重要になっています。（８７頁）
<p>帝国書院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 『メディアリテラシー』は、マスメディアの発する情報についての確に判断・活用できる能力という意味で用いられます。（７０頁） ● マスメディアの情報をうのみにせず、信頼できる情報は何かを冷静に判断する力（メディアリテラシー）が必要になります。（７０頁）
<p>教育出版</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● どのメディアを使う場合でも、情報源は信頼性があるかどうかを慎重に判断する必要があります。情報の真偽や意図を見きわめ、適切に選び取る力（メディアリテラシー）を身につけることが大切です。（７頁）
<p>東京書籍</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報を正しく活用する能力を指す、情報リテラシーのうち、マスメディアの情報を批判的に読み取る力を、特に、メディアリテラシーとよびます。（８５頁） ● 私たちには、マスメディアの報道やインターネットの情報をそのまま信じるのではなく、さまざまな角度から批判的に読み取る力であるメディアリテラシーが求められています。（８５頁）
<p>自由社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 何が確かな情報かをみきわめ、そのうえで、自分の意見を形成するメディア・リテラシーの能力が大切です。（９３頁）
<p>育鵬社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民はマスメディアの情報をうのみにするのではなく、なるべく種類や立場のちがう複数のメディアから情報を得るなどして、情報を正しく判断して利用する能力（メディアリテラシー）を持つことが

(2) 育鵬社版のメディアリテラシーの危うさ

メディアリテラシーに関する各社の記述を読み比べると、育鵬社版にだけ、ある特徴があります。それは、「なるべく種類や立場のちがう複数のメディアから情報を得る」ことを強調する点です。

確かに、種類や立場のちがう複数のメディアから情報を収集した方が、多角的な検討が可能となるかもしれません。しかし、それは前提に過ぎず、本当に大切なのは、その先です。すなわち、他社が、「情報源は信頼性があるかどうかを慎重に判断する」(教育出版)、「さまざまな角度から批判的に読み取る」(東京書籍)、「信頼できる情報は何かを冷静に判断する」(帝国書院)と述べているように、大切なのは、情報の真偽を見抜く力、様々な情報の中から何が真実かを見抜く力であるはずで、この点を疎かにしたまま、いたずらに情報源を増やすだけでは、いわゆる従軍慰安婦や南京大虐殺、沖縄集団自決を否定するような言説(歴史修正主義)にからめとられたり、フェイクニュースに踊らされたりするだけでしょう。

したがって、「なるべく種類や立場のちがう複数のメディアから情報を得る」だけではダメです。このような育鵬社版の記述に対しては、「多様な情報を無批判に受け入れるのではなく、何がより客観的であり真実であるかを判断し活用できる能力(メディア・リテラシー)を養っていくことが大切です。」(日本文教出版)との批判が、そのまま当てはまります。

(3) 育鵬社版の「新聞読み比べ」では、読み比べになりません

ア 育鵬社版以外の教科書

「各種の統計資料や新聞…の適切な活用を図る」(学習指導要領)、「授業において、新聞や公的機関が発行する資料等を一層活用する」(同解説)とされているためか、全社が「新聞の読み比べ」を大きく展開しています。そして、各社の「新聞読み比べ」を比較すると、ここでもメディアリテラシーの欠如という育鵬社版の特徴が浮かび上がります。

育鵬社以外の全5社は、それぞれ同じの日の新聞記事を読み比べることにより、新聞社によって、同じ日の新聞なのに、採り上げる出来事や、その優先順位に違いがあることを明らかにしています。

例えば、教育出版版は、2018年12月15日の朝刊3紙の1面記事を比べています(92頁)。3紙いずれも①「辺野古」、②「あおり運転」、③「減税」の3つの出来事を取り上げていますが、順序と見出しには下表のような差異がありました。A紙とC紙の2紙が辺野古における政府の施策を「強行」という表現

を用いてトップ記事で大きく採り上げているのに対し、B紙はこれを3番目に格下げし、表現も「本格作業」としているのが対照的です。

	A紙	B紙	C紙
トップ (1番目)	辺野古 土砂投入を強行 政府の基地建設 後戻り困難に	車・住宅 1670 億円減 税 与党大綱決定 消費増税に配慮	辺野古埋め立て強行 土砂投入 沖縄反発 「民意ないがしろ」
2番目	あおり運転「事故原因」 危険運転罪認め懲役 18年	東名あおり 危険運転認定 横浜地裁 懲役18年判決	「あおりで死亡事故」 認定 懲役18年 危険運転罪適用
3番目	消費増税の対策 車・住宅減税が柱 与党、税制大綱を決定	辺野古移設へ本格作業 土砂投入 沖縄県は反発	減税規模 1670 億円 税制大綱決定 自動車、住宅で

また、東京書籍版は、2017年11月24日の夕刊2紙の1面記事を比べています(84頁)。その日は、森友問題を受けて国有地売却が厳格化されるという出来事がありました。そこで、A紙はこれをトップ記事に配していますが、B紙は3番目に格下げしているのが対照的です。

	A紙	B紙
トップ (1番目)	国有地売却 厳格化へ 随意契約の額公表 文書管理徹底 財務相、森友問題を受け 財務省「改めて検証したい」	東海第二 40年超運転申請 日本原電 福島と同型で初
2番目	東海第二原発の延長 申請 日本原電 福島第一同型で初	暗視カメラ 中国に不正輸出 米軍用品 中国人留学生
3番目		国有地売却を… 森友問題で 価格公開…

このように、同じ日の同じ出来事でも、紙面によって採り上げる順序や報じ方に違いがあることを、中学生は学んでいきます。

イ 育鵬社版の記述

これに対し、育鵬社版は6社の中で唯一、異なる日の異なる出来事に関する2紙の記事を読み比べようとします(85頁)。

	A紙	B紙
日付	2018年4月30日付け	2018年5月3日付け
見出し	自衛隊明記「賛成」55% 9条改憲案 自民手応え	自衛隊明記 賛否割れる 自民改憲案 反対31%, 賛成27%
前提	読売新聞社が実施した全国世論調査	毎日新聞が実施した全国世論調査

上表のとおり、A紙とB紙は、別々の日の紙面です。その上、内容も、それぞれが自社で行った憲法に関する世論調査を取り上げた記事です。別々の世論調査ですから、当然、調査結果も異なります。これで、いったい何を中学生に比べさせたいのでしょうか。

育鵬社版は、吹出しの中で「見出しのつけ方が違うと、読者は調査結果をどのようにとらえるだろうか。」と問いかけます(85頁)。しかし、別個の調査結果である以上、見出しのつけ方が異なるのも当然です。同じ出来事を報じる記事が、見出しのつけ方によって印象を変えるというならば、中学生にとっても勉強しやすすいでしょうけれど、そもそも別個の出来事を扱っている以上、違う見出しで報じるのは当たり前です。新聞の読み比べ教材としては、不適切というほかありません。

(4) 自社の思惑に基づいて中学生を誘導しようとする危険な育鵬社教科書

ア メディアリテラシーにかけた記述が他にも

育鵬社版がメディアリテラシーに欠ける教科書である証拠は、他にもあります。

例えば育鵬社版は、「プライバシーの権利」を扱う箇所で、「国や地方公共団体、マスメディアには個人の情報を慎重にあつかうことが求められます。」「例えばある事件の報道により、当事者だけではなく、その家族や関係者の生活・経歴まで報じられてしまうことも少なくありません。」と記述しています(66頁)。この記述から連想されるのが、いわゆる実名報道の是非です。

ところが、公表された検定結果によれば、育鵬社の検定申請本では、容疑者の実名報道がなされた3つの新聞記事がすべて実名のまま掲載されていたそうです(38頁, 39頁, 99頁)。この実名報道の流用に対して、「特定の個人の権利を侵害するおそれがある。(新聞記事中の個人名)」との検定意見がついたので、育鵬社版は、実名部分にぼかしを入れる修正を行っています。プライバシーの権利を教えるはずの教科書が、自らプライバシーの権利を侵しかけて、文科省から指摘を受けたというのですから、皮肉というほかありません。

イ 自己の思惑に基づいて中学生を誘導する記述

育鵬社版は、「マスメディアが自社の思惑に基づいて一面的な情報を流す世論操作がなされ(ることがある)」と記述し、その例として「自社の新聞報道について記者会見で訂正を公表し、謝罪する朝日新聞社の社長ら」という写真を掲載

しています（85頁）。

しかし、育鵬社版が産経新聞と同じフジサンケイグループに所属していることを考慮すると、同紙と競合する朝日新聞社の誤報を殊更に強調するのは、自社グループへの利益誘導といわざるを得ません。それこそ「自社の思惑に基づいて一面的な情報を流す」という印象操作を行っているとの批判を免れないでしょう。

その上、上記写真の説明文には「『従軍慰安婦』問題の記事を取り消した点についても、『誤った記事を掲載し、訂正が遅きに失したことを読者におわびする』と話しました。」との追記がなされています。しかし、育鵬社の教科書を通じて、従軍慰安婦の説明をした箇所はほかに一つもありません。これを読んだ中学生は、混乱するに違いありません。このように文脈上、明らかに必然性のない唐突な記述ですが、育鵬社が親会社の扶桑社ともども従軍慰安婦を否定する趣旨の書籍を多数発行していることを想起すれば、合点がいきます。ここでも「自社の思惑に基づいて一面的な情報を流す」ことにより、中学生を自社の主張に誘導しようとしているのです。

ウ 新聞記事の恣意的・不適切な利用

このほかにも、新聞記事の恣意的・不適切な利用が目につきます。

例えば、憲法14条及び24条と「男女の平等」について記述した箇所では、「夫婦同姓は合憲とする最高裁判所の判断を伝える新聞記事」が掲載されています（育鵬社57頁）。しかし、夫婦同氏強制や選択的夫婦別姓の問題について解説する記述は存在しません。そのため、読み手である中学生の理解が深まることは期待できません。単に「夫婦同姓は合憲なんだ」という印象だけを残すことになるでしょう。

憲法25条と生存権について記述した箇所では、「生活保護受給者のギャンブルの実態について伝える新聞記事」が掲載されています（育鵬社63頁）。しかし、ここでも日本社会の貧困・格差の実態や、いわゆる水際作戦による生活保護の出し渋り問題を解説する記述はありません。あたかも不正受給やギャンブルの印象だけを残すことになるのであれば、生存権の理解として適切とはいえません。その上、教室には生活保護を受給する家庭の子どもたちがたくさんいます。生活保護受給者はギャンブルをしているという視線がもたらされるとすれば、余りに残酷です。これに対する育鵬社の配慮は全く見えません。

このような悪質な教科書を決して子どもたちに手渡すべきではありません。

10 福島原発事故を顧みないエネルギー政策・環境問題

(1) 福島原発事故の被害を正確に伝えていない育鵬社版教科書

2011年3月に発生した福島第1原子力発電所の事故により、広範囲にわた

って放射性物質が拡散して甚大な被害が生じ、現在もなお多くの周辺住民の方々が避難生活を強いられています。この未曾有の大惨事に関して、育鵬社版以外の各教科書は、被害の実態を写真入りで詳細に記載しており、別頁でコラムとして採り上げている教科書も複数あります。しかしながら、育鵬社版では、福島原発事故の被害については、本文中のわずか2行で触れるのみであり、今なお、避難を強いられている方々が多数いることについての言及もありません（育鵬社176頁）。

今後のエネルギー政策及び環境問題を考えるにあたり、福島原発事故により生じた甚大な被害については、義務教育課程において正確に伝えられなければならないはずであり、育鵬社版の記載は不十分・不適切であると言わざるを得ません。

(2) 今後のエネルギー政策について

福島原発事故を受けて、世界の各国で、脱原発や原子力発電への依存度を減らす動きが出ています（例えば、東京書籍197頁では各国の脱原発の動きを紹介しています）。

併せて、環境負荷が低い持続可能なエネルギー政策を実現するためには、風力、太陽光、地熱等の自然エネルギー発電への切り替えが求められています。

他方で育鵬社版では「クリーンエネルギーの開発に積極的に取り組んでいかなければなりません」と言及し、その例の1つ目に「核融合発電」を挙げています（育鵬社177頁）。この「核融合発電」は、現在の原子力発電よりも格段に高い中性子エネルギーが発生することから、この抑制についての技術的課題が指摘されているところです。そしてなにより、原子力発電と同様に大量の放射性物質が生じるため、最終的な処分方法に問題を抱えているうえ、事故が生じた場合には、福島原発事故と同様の深刻な被害が生じる危険性もあります。

(3) 小活

このように、育鵬社版は、福島原発事故の甚大な被害について正確に伝えることなく、同じ放射性廃棄物を生じる「核融合発電」を例として紹介しています。このような記載は、今後のエネルギー・環境問題を考えるうえで学習すべき内容としてふさわしいものとは言えません。

1.1 その他の問題

以上のような問題の他にも、育鵬社版には見過ごせない問題点がたくさんあります。下記の点も指摘しておきたいと思います。

(1) 「人工知能やロボットにとって代わられる可能性の高い職業」

育鵬社版は「働くことの意義と労働環境の変化」（136頁）の項の冒頭の図で、何を意図してか、「人工知能やロボットにとって代わられる可能性の高い職業」

として一般事務員，受付係，警備員，タクシー運転手，宅配便配達員，レジ係，「(可能性の)低い職業」として医師，雑誌編集者，教員，保育士，デザイナー，美容師と，具体的職業を挙げています。

「とって代わられる可能性の高い職業」に現についている保護者のいる生徒や保護者自身に対する配慮はあったのでしょうか。

図を見たとき当該の生徒が何を思うか，保護者と何を話すのか，教室でどのような言葉のやり取りがなされるのか，教員の失言・他生徒の揶揄など差別的な言動につながる可能性はないのか。

これらを検討しなかった（あるいは検討したが問題ないと判断した）という一点において既に育鵬社公民教科書は，採択してはならない教科書というべきです。

育鵬社は今回の公民教科書の「編修の基本方針」の冒頭に「『他人事』が『自分事』になる編集で，生徒の学習意欲が確実に高まる」を掲げており，この図もその表れなのでしょうが，短絡的です。

たしかに一般の書物や放送でロボット等に「とって代わられる可能性の高い職業」が扱われることもあるでしょうが，これらは①通常個人や家庭で接する，②見る見ないの自由がある，③信頼性も高いとは限らないという点で，精神的苦痛や差別的言動にはつながりにくいといえます。

これに対し，教科書は①学級集団の中で用いられる，②授業での使用義務がある，③検定を経て信頼性が高いものとして扱われているという点で，精神的苦痛や差別的言動につながりやすく，一般の書物・放送とは同列には置けません（そうした意味で，この図を看過した文部科学省の検定にも問題があると思います。）。

育鵬社版が採択され，「とって代わられる可能性の高い職業」と名指しされたことやこれに起因する差別的言動で傷つく生徒・保護者が出てからでは，手遅れです。

(2) 問題のある課題設定（漂流者が2つの王国から歓迎）

育鵬社版は，社会保障制度と財政の項の冒頭（158頁）において，漂流者が2つの王国から歓迎を受けるという想定でどちらの国がよいか考えさせています（高福祉高負担のB国と低福祉低負担のA国の比較ということでしょう。）。

この課題は育鵬社のデジタル教科書web体験版に取り上げられており，育鵬社は「『他人事』が『自分事』になる」の好例と考えているものと思われます。

しかしながら，この設例には問題があります。

①A国とB国ではそもそも国民所得に大差があります。

A国 人口100人，50人は年収900万円，50人は年収100万円

したがって，A国の国民所得は900万円×50+100万円×50=5億円です

B国 人口100人，全員年収300万円

したがって、B国の国民所得は300万円×100=3億円です

②国民所得に差がある結果、国家の税収には大差がありません。

A国 税率 30%

したがって、A国の税収は5億円の30%=1億5000万円です

B国 税率 60%

したがって、B国の税収は3億円の60%=1億8000万円です。

③A国で所得再分配をすればB国の福祉水準を実現できそうです。

B国の税収1億8000万円でB国の国民100人に「高福祉」のサービスができるならば、A国国民のうち年収100万円の50人にB国同様のサービスを行うには単純計算で9000万円あれば足ります。

さらにA国の年収100万円の国民の税抜き収入(100万円の70%)70万円を、B国国民の税抜き収入(300万円の40%)120万円まで補填するには、50万円×50人=2500万円です。

上記9000万円と2500万円の合計は1億1500万円となり、A国の税収1億5000万円より小さいこととなります。

国民へのサービス以外に要する費用や物価の問題があるからここまで単純ではないでしょうが、A国ほどの国民所得があれば、A国の年収100万の国民に、B国同様の生活を保障することは、高税率を前提とせずとも可能と思われます。

④結局、この設例は高福祉高負担と低福祉低負担を比較するのではなく、実は国民所得の高いA国と低いB国を比較させていることとなります。

「高収入の人が多いからA国の方がよい」と判断する生徒が、ある意味「正解」ということになり、課題設定の意図と異なる結果となってしまっています。

高福祉高負担(北欧等の政策)より低福祉低負担(アメリカ等の政策)の方がよいと誘導することになる可能性もあり、教科書としては問題のある設例です。

(3) アイヌ民族

アイヌ民族について、育鵬社版は公民教科書本文では、平等権の項において「アイヌの人々への差別…も克服しなければならない課題」と一言述べるのみです。

同項の発展学習では「アイヌ文化の継承に命をささげた知里幸恵」との記事がありますが、文化の継承の話のみで、先住民族であることにすらふれていません。

他社は全て「アイヌ文化振興法」を本文において太字としている一方、育鵬社は本文では同法にふれず、巻末に同法の抜粋を掲載するのみです。

なお、育鵬社の歴史教科書は、室町時代を扱う中で蝦夷地におけるアイヌ民族の存在についてふれ、江戸時代を扱う中でシャクシャインについてふれるのみです。

他社が全て公民教科書でふれている、近代以降「開拓」により土地や文化が奪

われた事実も、2008年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」にも全くふれていません。

(4) 障害者差別解消法

他社はいずれも2016年施行の障害者差別解消法を、「合理的配慮」のキーワードと共に紹介し、巻末に条文(抄)を載せています。

教育出版と日本文教出版はさらに「合理的配慮」や「不当な差別的取扱い」の具体例を挙げており、今後の学習課題として、さらには高校入試問題でも重視されていくであろう点が押さえられています。

これに対し育鵬社版は、障害者差別解消法にはふれておらず、巻末に条文もありません。

この点に限りませんが、育鵬社教科書には内容や統計資料が古い部分が見受けられます。

全社共通で挙げている統計資料としては、次のものが挙げられます。

- ・国の予算

育鵬社 2015年

教育出版 2016年 東京書籍 2017年 帝国書院と日本文教出版 2018年

- ・日本の女性の年齢別労働力率

育鵬社 2013年

教育出版と帝国書院 2016年 東京書籍と日本文教出版 2017年

(5) 多数決原理の問題点

育鵬社版は多数決原理について、次のとおり説明しています(78頁。太字は原文のまま)。

「(前略) 民主主義で重要なことは、話し合いをとおしてたがいに説得し合うことです。そのため、いろいろな情報や意見を聴き、何が正しいのかをめぐって議論を深めていくことが必要です。

しかし、議論を重ねても、必ずしも全員が同じ意見になるとは限りません。その場合は、多数の考えを全体の意見とみなす必要がでてきます(多数決の原理)。その時に少数意見でも採用できるものはとり入れるという柔軟な姿勢が大切です(少数意見の尊重)。

また、その時点での価値観だけを絶対視して進められた急激な改革が、時に大きな破壊と犠牲を生んだことを、私たちは歴史から学びました。多くの先人の思いを尊重しながら改善するという姿勢が、良識ある民主主義の発展には大切です。」

多数決の原理といっても単純ではない(一回目の投票で最大多数票を集めても過半数とは限らない) ことについて、指摘はありません。

また、人権に関わる事柄などのように、性質上多数決で決めることがふさわしくない場合についても、指摘はありません。

育鵬社版は「対立から合意へ」の項（30，31頁）でも多数決に言及していますが、ここでも上記のような指摘はありません。

一応「その時点での価値観だけを…」と多数決に一定の限界があるかのような記述はなされていますが、そこで多数決と対置されるものは「多くの先人の思い」であり、的外れの感は否めません。

そもそも育鵬社版の「多数の考えを全体の意見とみなす」という多数決原理の説明自体、適切とはいえません。多数決により多数派の意見が採用されるにしても構成員の中には異論がありうることは当然のことであり、構成員全員の考えが多数の考えと一致していることにされてしまうわけではないからです。

他社はいずれも第一回投票で最大多数票を集めても過半数とは限らない例を説明しています。

また、教育出版は「多数決による決定がいつも正しいとは限りません」「多数決によって少数意見の人の権利が否定される危険性には、特に注意する必要があります。『精神活動の自由』をはじめとする基本的人権は、多数決でも否定することができません。多数決によって決めるべきことと、多数決にはなじまないことの区別が大切です。」（85頁）とし、帝国書院、日本文教出版は教育出版同様の記述に加え、多数決で決めてよいことと決めてはならないことについていくつかの設例を挙げて考えさせています（帝国書院33頁，日本文教出版37頁）。

（6）北朝鮮による拉致問題－梶山答弁の欠落

育鵬社は発展学習「拉致問題と私たち」（184，185頁）の中に「日本人拉致問題をめぐる主な出来事」の年表を置いているところ、この年表には、1988年3月26日参議院予算委員会における橋本敦議員の質問に対し梶山静六国家公安委員長が「恐らくは北朝鮮による拉致の疑いが十分濃厚でございます」と答弁（以下「梶山答弁」といいます。）した事実が欠落しています。

梶山答弁は「拉致について一度も公式に言及していなかった政府、警察が初めて北朝鮮による日本人拉致疑惑の存在を認めた」（2018年産経新聞出版刊・元産経新聞記者阿部雅美著「メディアは死んでいた 検証 北朝鮮拉致報道」より。）と評価されるものであり、拉致問題を考える上で重要な事実と考えられますが、何故かこの年表には欠落しています。

その一方でこの年表には、1997年に「衆院予算委員会で西村真悟議員が初めて実名を挙げて拉致疑惑を指摘する質問」は記されています。

北朝鮮による拉致疑惑が初めて国会で問題となったのが1997年、初めて問題としたのが西村真悟議員であるかのように、生徒が誤認する可能性があります。

第3章 入試問題の検討－解答に支障が多い育鵬社公民教科書

中学校教育は高校入試のために存在するわけではありません。

また、教科書に問題があっても、教員の工夫でその影響を防ぐことも可能です。

これらの点は当然の前提としつつも、生徒にとって入試が重い意味を有することからすれば、特別な理由がない限り、入試問題の解答に支障が多い教科書を敢えて選択するべきではないでしょう。

なお、以下、入試問題は注なき限り旺文社「全国高校入試問題正解」から引用し、「他社」とはいわゆる「つくる会」系の育鵬社と自由社を除く社をいいます。

第1 憲法学の標準的見解を学べないために、解答に支障がある問題

育鵬社公民教科書には、憲法学の標準的とはいえない見解が掲載されています。

そのため、次に挙げるような、憲法の基本的理解を問われる入試問題では、解答に支障が出る場合があります。

入試問題を作る人たちの多くが標準的見解に立つ以上、育鵬社の教科書が（大学入試を含め）入試で不利になることはあったとしても、有利になることはないでしょう

1 大日本帝国憲法と日本国憲法

(1) 天皇主権

2015 徳島 4 (2)

大日本帝国憲法と日本国憲法の内容を比較すると、さまざまな異なる点が見られるが、主権のあり方もその一つである。主権のあり方がどのように異なるのか、書きなさい。

2017 山形 4 問 3

(前略)資料Ⅰ、資料Ⅱは、大日本帝国憲法と日本国憲法にそれぞれ定められた、わが国の主権に関わる条文の一部です。資料Ⅰと資料Ⅱを比較したとき、主権についてどのような違いがみられるか、資料から読み取れることをふまえて書きなさい。

【資料Ⅰ】大日本帝国憲法

- 大日本帝国(ていこく)ハ万世(ばんせい)一系の天皇之(これ)ヲ統治ス
- 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬*(そうらん)シ此(こ)ノ憲法ノ条項ニ依(よ)リ之ヲ行フ

注:*総攬は、「一手に掌握する」ということである。

【資料Ⅱ】日本国憲法

- 天皇は、日本国の象徴(しょうちょう)であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基(もとづ)く。

2016 静岡 1 (7) a

1947年に日本国憲法が施行された。この憲法によって、主権者がかわった。この憲法の施行前後で、主権者はだれからだれにかわったか。簡単に書きなさい。

2014群馬7 (1)

大日本帝国憲法		日本国憲法
(A)	主権者	国民
(B)の範囲内で権利を認める。	人権	永久不可侵の基本的人権を保障する。

上の (A) (B) に当てはまる語句を書きなさい。

2018 私立同志社 3 問 1

日本国憲法下で天皇はどのように位置づけられているのか。大日本帝国憲法下での天皇の位置づけと比較して答えよ。

◎育鵬社では対応困難

他社は、大日本帝国憲法は民主主義、立憲主義、人権の保障が不十分で、これが日本国憲法で改められたとの一般的見解に立ち、大日本帝国憲法と日本国憲法の内容を対比した表を掲げています。

ところが、育鵬社は、大日本帝国憲法の立憲主義的要素、民主的要素を強調するとともに天皇の絶対君主的性格は薄め、日本国憲法との差異を覆い隠そうとする記述をしています。

たとえば、育鵬社は「天皇は国の元首であり、国の統治権を総攬する（すべてまとめてもつ）ものであるが、憲法の規定に従って統治権を行使するものと定められました」（40 頁）とは説明しますが、歴史教科書を含め「天皇主権」の言葉は一切用いていません。

また「日本国憲法は天皇の位置づけを、大日本帝国憲法での統治権の総攬者から、日本国および日本国民統合の象徴へと、とらえ直しました」（41 頁）としていますが、「とらえ直し」とはたとえば「地位のみかたを改めただけで地位に変更があったわけではない」との解釈も可能なところです。

さらに象徴天皇制の項で「天皇は直接政治にかかわらず、中立・公平・無私な立場にあることで日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっており、現代の立憲君主制のモデルの一つとなっています。」（43 頁）としており、あたかも天皇制が一定の内容のまま古くから連綿と続くかのような解釈が可能となっています。

そのため、主権の所在が変わったことに関して問われると、対応困難です。

(2) 臣民の権利

2015 私立開成 3 問 1 (1)

次の大日本帝国憲法と日本国憲法に関する文のうち明らかに誤っているものを、下から 1 つ選び、記号で答えなさい。

- ア 大日本帝国憲法では国民の権利は「臣民の権利」として規定されていた。
- イ 日本国憲法では国民の権利は「侵すことのできない永久の権利」として規定されている。
- ウ 大日本帝国憲法では日本国憲法と同様「教育の義務」を規定していた。
- エ 大日本帝国憲法では日本国憲法と同様「裁判を受ける権利」を規定していた。

◎育鵬社では間違えやすい

「臣民」という言葉は大日本帝国憲法における国民の位置づけを端的に示すものですから、他社の教科書は、いずれも「臣民」の言葉を挙げ、権利が法律で制限できる旨記載しています。

一方、育鵬社は、巻末資料を除き「臣民」の言葉を一切用いず、「国民には法律の範囲内で権利と自由が保障されました」と記載しています。

これは育鵬社が、「天皇主権」という言葉を用いないのと同様、大日本帝国憲法と日本国憲法の差異を覆い隠そうとしているためと思われます。

(3) 法律の留保

2016 福井 5 (4)

日本国憲法では、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」である。大日本帝国憲法では、人権をどのように規定していたか。「法律」という言葉を使って説明せよ。

関連問題 2019 千葉 7 (2) 正誤肢選択問題

イ 大日本帝国憲法において、「人権は侵すことのできない永久の権利である」と規定され、国民の権利が大幅に拡大された。

◎育鵬社では対応困難

育鵬社教科書では、単に「民を大切にすること」と、基本的人権（すべての人が、人であることにより有する、侵すことのできない権利）との違いがわかりにくくなっています。

題意は日本国憲法第 11 条、第 97 条の文言を引用し、人権の不可侵性（国家権力によって侵されないという性質）との対比を求めているわけですから、大日本帝国憲法下では権利が法律で制約可能であった（国家権力によって侵されうるものであった）ことを解答すべきこととなります。旺文社の解答例も「人権は法律によって制限されるとしていた。」としています。

他社教科書は、大日本帝国憲法下では、国民の権利は法律で制限できた旨、明記しています。

ところが、育鵬社はこの点について「大日本帝国憲法では法律の範囲内で権利と自由が保障され、その制限には議会の制定する法律を必要とするとされました（法律の留保）。」（45 頁）と説明していますが、権利が法律で制限可能であったという説明はなされていません。

絶対王政との対比を求める問題ならこうした説明でよいのですが、ここでは人権の不可侵性との対比が明確に求められていますので、この記述どおりに解答したのでは、少なくとも減点は避けられないのではないのでしょうか。

(4) 三権分立

2005 東京大学日本史第 4 問（教学社刊「東大の日本史 25 カ年」より引用）

（前略）

大日本帝国憲法と日本国憲法の間には共通点と相違点とがある。たとえば、いずれも国民の権利を保障したが、大日本帝国憲法では法律の定める範囲内という制限を設けたのに対し、日本国憲法にはそのような限定はない。では、三権分立に関しては、どのような共通点と相違点とを指摘できるだろうか。6 行以内で説明しなさい。

◎育鵬社で学んだ場合は不安

突然東大の入試問題が出てきて恐縮ではありますが、東大の日本史の問題は、重箱の隅をつつくような問題ではなく、歴史の流れを全体としてきちんととらえているかどうか問われているように思います。

上の問題では、大日本帝国憲法下では主権者である天皇に権限が集中し三権分立が不完全であったことが、必要最低限の記述と思われます。

ところが、大日本帝国憲法と日本国憲法との相違点をあいまいにする育鵬社の教科書では、そうした全体としての歴史の流れを、少なくとも中学段階で誤って理解してしまう危険があります。

(5) 総合

2018 秋田 1 (9)

(前略) 表 1 と表 2 から、ポツダム宣言受諾後における GHQ の基本方針を読み取り書きなさい。

表 1 ポツダム宣言受諾後の主なできごと

時期	主なできごと
1945年	
9月	・陸軍と海軍が解体される ・戦争の責任者と見なされた軍人や政治家の逮捕が始まる
12月	・陸軍省と海軍省が廃止される

表 2 憲法の比較

	大日本帝国憲法	日本国憲法
主権	天皇主権	国民主権
人権	法律の範囲内で認められる	基本的人権の尊重

◎育鵬社では対応困難

育鵬社で学んだ場合、大日本帝国憲法と日本国憲法を内容の差異があいまいになりますから、表 1 は説明できたとしても、表 2 は説明困難でしょう。

育鵬社は歴史教科書で、戦後の「民主化」という言葉を極度に回避していますので、表 2 はこの点からも説明困難と思われます。

近年の傾向として、

すなわち、日本国憲法の基本的知識さえ身につけていれば、大日本帝国憲法の条文が解説付で示されている以上、これを読み取ることで正解に到達することが可能ではあります。

しかしながら、他社は、日本国憲法と比較するという視点で大日本帝国憲法を扱うのに対し、育鵬社にはそうした視点が乏しいので、受験生は戸惑うでしょうし、勘違いが生ずるかもしれません。

2 立憲主義

2018 北海道 3 問 2

(憲法)に関して、立憲主義とはどのような考え方のことですか。憲法によって制限するものと守るものがわかるように、簡単に書きなさい。

2014 神奈川 5 (イ)

(憲法に基づいて政治を行っていくという考え方)に関して、人びとの権利を守るために、憲法がどのような役割を果たしているかを説明した次の [] 中の文の [C] にあてはまる内容を、権力という語句を必ず用いて、15字以内で書き、文を完成させなさい。

憲法は、人びとの権利を守るために、政治を行う者が [C] という役割を果たしています。

2018 宮崎 3 (1)

類題 2018 沖縄 5 問 2 同鹿児島 3 の 2 2017 和歌山 4 問 2 (1)

(前略) 次の [] に当てはまる語を感じ2文字で書きなさい。

政治権力から人権を守り、保障していくために、憲法に基づいて政治権力を制限するという考えが生まれました。これを [] 主義といいます。

2014 国立筑波大学附属駒場 4 の 2

立憲主義の考え方に関連して述べた文として正しいものを、次のア～オまでの中から二つ選び、その記号を書きなさい。

ア 「和を以(もつ)て貴しと為(な)」すことを説いた十七条の憲法は、この考え方を体系的に説いたものである。

イ 日本国憲法第 99 条は、日本国民が「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めている。

ウ 日本国憲法の改正は、衆参各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成があっても、国民投票で過半数の賛成が得られなければ成立しない。

エ 政治権力を分割し、たがいに抑制と均衡をはかることは、この考え方を実現するための手段である。

オ 国会が作った法律が日本国憲法に違反するかどうかは、最終的には国民投票によって判断される。

◎育鵬社では間違えやすい

2010 年度検定の育鵬社公民教科書には、立憲主義の言葉すらありませんでした。

2014 年度検定以降の育鵬社公民教科書には、さすがに立憲主義の言葉こそ入りましたが、上記第 2 章第 2 の 4 にみたとおり、その説明は理解しづらいものです。

2018 年北海道の問題では「憲法によって制限するものと守るものがわかるように」と指定がありますから、育鵬社の「憲法にのっって国を運営すること」という説明を引用したのでは足りません。

2014 年筑波大駒場の問題に即していえば、アの十七条の憲法のような、国家権力の濫用を防ぐた

め権力を抑制するという視点を欠いたものであっても、立憲主義の現れと判断してしまう可能性があります。

また、育鵬社公民教科書は国民が義務を遵守すべきことを強調している結果、国民に憲法を遵守する義務がある旨の規定があるものと誤信する可能性があり、イの選択肢を正解と判断してしまう可能性があります。

3 被爆国・核軍縮

2016秋田5

次は、生徒が3年間の社会科学習のまとめとして作成したものである。これを見て、(1)～(7)の間に答えなさい。

○テーマ「日本だからこそできる国際貢献とは何か」

～唯一の 国, 世界有数の経済大国として～

(中略)

○調べてわかったこと

・日本は、㊸核軍縮に向けて取り組んできた。

(中略)

○まとめ

・核兵器をなくす日本の取り組みに、これからも関心をもっていきたい。

(中略)

年表 日本のあゆみ

年代	主なできごと
1940	広島、長崎が <input type="text" value="あ"/> する。 ㊹日本国憲法が公布される。 (以下略)

(1) にあてはまる語を書きなさい。ただし、 には同じ語が入る。

(中略)

(3) 年表の下線部㊹の基本原理のうち、憲法第9条や下線部㊸と関連するものを書きなさい。

(以下略)

◎育鵬社では答えにくい

育鵬社公民教科書に「被爆国」「核軍縮」「軍縮」の言葉は見当たりません。

他社が核兵器禁止条約に至るまでの年表を掲げつつ、核なき世界に向けての積極的要素も消極的要素も取り上げているのに対し、育鵬社はこうした年表は掲げず、核拡散防止条約(NPT)、包括的核実験禁止条約(CTBT)に消極的評価を加えるのみです。

また、育鵬社教科書には、対人地雷(禁止条約)、クラスター爆弾(禁止条約)もありません。

この問題であれば、国語力や常識で正解できてしまうかもしれませんが、公民の授業で扱われな

ければ答えにくいことには間違いないでしょう。

4 公共の福祉

2015 宮城 3 の 3 (3)

「日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と定めました。しかし、この基本的人権も、公共の福祉によって制限されることがあります。(中略)

ただし、公共とは、社会の一員である私たちがつくり上げていくものであり、公共の福祉の名のもとに、(②) ことがないように注意を払わなければなりません。」

(②) には、公共の福祉について注意すべきことを述べた文が入ります。あてはまる内容を考えて、簡潔に述べなさい。

◎育鵬社では対応困難

「公共の福祉」を安易に用いると、人権保障は簡単に無意味になります。

第1章第2の6(2)イにみたとおりに、この点についての注意喚起(「公共の福祉」の性質論を含む)が、他社には認められるのに対し、育鵬社は全く注意喚起を欠いています(46頁)。

人権の不可侵性(憲法第97条)への配慮を欠いた、特殊な立場の教科書といえるでしょう。

第2 重要事項の漏れのために、解答に支障のある問題

公立高校の入試問題として出される事項は、重要事項である場合が多いと考えられます。

したがって、他社では対応に支障がない入試問題について、特定の教科書だけ対応に支障があったとすれば、当該教科書は重要事項について漏れがあるといえるでしょう。

公立高校入試問題を作成する際には、県内で使用されている全教科書を検討し、有利不利が出ないように注意するといわれたりしますが、必ずしもそうでもないように思います。

問題作成者が「大した支障ではない」「この程度は一般常識」と判断するかもしれないし、よほど気を付けないと見落としもあるかもしれません。

たとえば、2015年採択版公民教科書では育鵬社にのみクレジットカードのしくみの説明がありませんでした。それにもかかわらず、育鵬社採択地区が存在する県の2019年入試で、クレジットカードは「前払い」「即時払い」「後払い」のいずれかを選択させる問題が、出題されています。

当然ながら、転校等の事情で育鵬社採択地区が存在しない県で受験する場合には不利益を受ける可能性は大きくなるでしょう。

以下、2019年全国高校入試問題の中から、公立高校を中心に、自由社を除く今回採択版の公民教科書の中で、育鵬社公民教科書でのみ対応に支障のある問題を指摘したいと思います。

1 労働基準法の内容

北海道 1 問 5 (3)

(類題茨城 2 (2)。なお国立お茶の水大附属 7 問 5, 私立清風南海 3 問 3, 私立青雲 6 問 9 も類題。)

次の文の ～ に当てはまる数字を、それぞれ書きなさい。

労働基準法では、労働時間を週 時間以内、1 日 時間以内とすることや、毎週少なくとも 日を休日とすることが定められている。

◎育鵬社では対応困難

他社では労働時間週 40 時間 労働時間 1 日 8 時間 週 1 回休日や男女同一賃金原則のすべてが挙げられていますが、育鵬社では労働時間 1 日 8 時間しか挙げられていません。

頻出ですし、何より生徒たちが社会に出たときに真っ先に直面する可能性が高いものですから、教科書でも十分に扱うべきものではないでしょうか。

ただし、巻末の資料には育鵬社を含めて労働基準法の条文(抜粋)はありますが、巻末の条文まで授業で扱うとは限らないと思われます。

2 フェアトレード

山梨 4 の 1 (4)

文中の a～c の () の中から適切な語句を一つずつ選び、記号で書きなさい。

フェアトレードは、a (ア 先進国 イ 発展途上国) で作られた農産物や製品を
b (ア 適正な イ 安い) 価格で取引し、人々がそれを購入することで、
c (ア 生産者 イ 消費者) の生活を支えようとする取り組みのことである。

群馬 6 (4)

フェアトレードとはどのようなことか、「発展途上国」、「価格」という語を用いて、簡潔に書きなさい。

◎育鵬社では対応困難

東京書籍、教育出版、帝国書院には、フェアトレードの説明があります。

日本文教出版にはフェアトレードの言葉こそありませんが、「国際社会」の冒頭で「私たちが今着ているシャツはどこで作られたものでしょうか。大きな企業がバングラデシュなどで製造した服は安く、消費者には買いやすいものです。しかし、私たちはシャツの縫製工場の労働環境まで考えて購入しているでしょうか。もし劣悪な労働条件で作業させていたり、子どもを労働力に使っていたりすれば、人権の観点から大きな問題となります。私たちは、消費という行動を通じて、生産国の社会、人々の生活とつながっています。」とした上で、バングラデシュの縫製工場働く人々の写真及びバングラデシュの縫製工場で起きた事故(建物倒壊)の写真を掲げており、「発展途上国から生産物を買う際には、適正な価格でなければならない」(178頁)というフェアトレードの発想が自

然に生まれるよう、充実した記載がなされています。

育鵬社には、フェアトレードの言葉も、そうした発想が生まれるような記述ありません。

これらの問題の他、フェアトレードについては、秋田4（11）、群馬6（4）、佐賀6の5、鹿児島3Ⅲと出題されており、頻出の内容といえますし、そもそも今後の先進国と発展途上国の関係を考える際に必須の内容と思われます。

3 ドント式

鹿児島3Ⅰ6

資料2は、比例代表制のしくみを理解するために作成したものである。ドント式で議席を配分した場合、B党の当選者数は何人か。（後略）					資料2 の選挙区 の得票数
定数4人 の各政党	政党名	A党	B党	C党	
	候補者数	4人	3人	2人	
	得票数	1200票	900票	480票	

◎育鵬社では対応困難

他社は、得票数を整数で順に割っていくというドント式による議席配分方法を説明しています。

我が国の実際の選挙で用いられている方法である以上、将来の有権者である生徒に説明する必要のあるものというべきでしょう。

しかしながら、育鵬社は、ドント式による議席配分方法は説明していません。

4 成果主義

富山8（2）

雇用や労働に関する説明として適切でないものを次のア～エから1つ選び、記号を書きなさい。
ア 労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の三つの法律を労働三法という。
イ 労働組合は、一人では立場の弱い労働者が団結し、賃金・労働時間・職場環境・解雇などについて、会社と交渉するための組織である。
ウ かつて日本の企業では、仕事の成果に応じて賃金を支払う成果主義を採用していたが、近年では年齢とともに賃金が上昇する年功序列型賃金を導入する企業が増えている。
エ 1985年に男女雇用機会均等法が制定され、雇用における性差別が禁止された。

◎育鵬社では解答しにくい

他社は成果主義ないし成果に応じた賃金についてふれています。

育鵬社は年俸制の導入についてはふれていますが、成果主義賃金についてはふれていません。

5 国連の地域別加盟国数

徳島 5 (4) (a) ※福島 3 (6) も関連問題

資料Ⅱは、国際連合の州別の加盟国数の推移を表したものである。資料Ⅱから読み取れることとして適切なものを、ア～エから1つ選びなさい。

資料Ⅱ

年	州 北・南 アメリカ	ヨーロッパ	アジア	アフリカ	オセアニア	総加盟国 数
1945	22	14	9	4	2	51
1965	24	27	28	37	2	118
1985	35	29	37	51	7	159
2005	35	42	47	53	14	191
2018	35	43	47	54	14	193

(注1) 北・南アメリカは北アメリカ州と南アメリカ州のことである。

(注2) ソ連はヨーロッパ州に含めている。(国連広報センター資料より作成)

ア 総加盟国数は、1945年を基準として、2005年までは20年ごとにそれぞれ2倍以上、3倍以上、4倍以上に増えている。

イ 1945年から2018年の間に加盟国数が最も増加したのは、北・南アメリカである。

ウ アジアとアフリカはともに、1945年から1965年の間に加盟国数が最も増えている。

エ 1985年から2005年の間に加盟した国のうち、ヨーロッパが占める割合は50%を超えている。

◎育鵬社では間違いやすい

他社には、上記資料Ⅱ同様の表・グラフが国際連合の単元にあります。

ところが、育鵬社には同様の表・グラフはありません。同社の歴史教科書にも、同様のグラフはなく、戦後のアフリカについては「大戦後、アジアやアフリカでは多くの独立国が生まれ」「旧ユーゴスラビアやアフリカでも深刻な地域紛争が続く」程度の記述にとどまります。

もっとも、近年は、単純に知識を問うのではなく、資料を読み取らせる問題（資料を読み取れば必ずしも多くの知識を要しない問題）が増えてきており、この問題も同様です。

しかしながら、いかに資料を読み取る問題であっても、基礎的な知識はあった方が有利ですし、一度教科書で扱われていれば資料を読み間違える可能性も少なくなるはずです。

6 多数決の問題点

神奈川 5 (エ)

次の□中の「お」, 「か」にあてはまるものの組み合わせとして最も適するものを, あとの1~4の中から一つ選び, その番号を答えなさい。

合意を形成する際には, 効率と公正の視点が重要である。このうち, 合意された結果が, 無駄なく最大の利益をもたらすものであることを大切にするのは「お」の視点である。

また, 合意を形成するために「多数決」を用いる場合がある。多数決には様々な方法があるが, 一度の投票で, 賛成の票を最も多く集めたものを全体の合意とする方法では, 決まった結果に賛成の票を入れた人の数は, 賛成の票を入れなかった人の数より「か」。

投票の方法を事前に確認することが必要である。

- | | |
|---------|--------------|
| 1. お:効率 | か:必ず多くなる |
| 2. お:効率 | か:多くなるとは限らない |
| 3. お:公正 | か:必ず多くなる |
| 4. お:公正 | か:多くなるとは限らない |

◎育鵬社では間違いやすい

第2章第2の11(5)で指摘したとおり, 育鵬社教科書は多数決の問題点の取扱いが不十分です。育鵬社には, 一回の投票で最大多数票を集めても過半数とは限らないことの指摘はありません。他社はいずれも, このことを指摘しています。

本問については, その場で考えれば解けるかもしれませんが, 生徒の読解力が十分でなければ, 本問が一体どういう状況を問題としているのか, わからないかもしれません。

予め教科書の設例等で検討していれば, 解答はより容易だったと思われます。

7 小括

育鵬社教科書は, 独自の項目, 独自の見解に多くのスペースを割いた結果なのか, 基本的な記述が不十分となっている面が目立ちます。

これに対し, 一例として帝国書院教科書をみると, 巻末資料を除いた頁数は育鵬社とほぼ同じで, 1頁の基本的行数は19行で21行の育鵬社より少なく, 結果として説明文は育鵬社より少ないにも関わらず, 2019年公立高校入試問題において, 帝国書院教科書でのみ解答に支障を生ずる問題は,

- ・「環境アセスメント」の語を解答させる(大阪1(1)②(c), 鳥取3問1(2)①),
- ・県別の地方交付税交付金と地方税の割合のグラフを参考に地方交付税交付金の配分目的を説明させる(福島5(6)) ※帝国書院にはこうしたグラフが掲載されていない。もっとも, 配分目的を知っていればグラフがなくても解答可能。
- ・銀行において, 貸出す際の金利が預金金利を上回る理由を説明させる(青森6(4))

※帝国書院では金利差が説明されていないが, 常識で解答可ともいえる。

程度にとどまります。

第4章 おわりに

教科書の選択は、子どもたちの未来の選択といっても過言ではありません。

大人が、自分たちの価値観を一方的に押し付けるために教育や教科書があるのではありません。子ども自身が学び育つ力を支えるためにこそ、それはあります。旭川学力テスト事件最高裁判所大法廷昭和五一年五月二一日判決は、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである」としています。

私たち大人は、子どもたちの学習をする権利を十分に保障するための教科書選択を行うべきです。

育鵬社版公民教科書は、内容が不正確であったり、一方的な考え方に基づく記述が多く、子どもたちの学習権を十分に保障することができません。このような教科書を子どもたちの教科書として採択すべきではありません。

以 上

弁護士からみた

育鵬社の公民教科書の問題点 2020

～育鵬社の教科書もいいかな、と考えている方へ

2020年 6月

編 集 自由法曹団・教育問題委員会

発 行 自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

Tel TEL03-5227-8255 Fax 03-5227-8257

URL <http://www.jlaf.jp/>
